

淀川水系流域委員会 第9回委員会

議事録 (確定版)

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております(詳しくは最終頁をご覧ください)。

川那部委員(委員会・琵琶湖部会長)

日時：平成14年3月30日(土)10:00~17:30

場所：国立京都国際会館アネックスホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会 第9回委員会を開催させていただきます。

本日は年度末の土曜日、朝早くからお集まり頂きまして、まことにありがとうございます。

司会進行を担当させていただきます庶務の三菱総合研究所の新田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、10時から17時半までの会議を予定しております。午前中は一般の方々にご意見をお伺いする会、午後は通常の会議を開催させていただきます。

ご意見をお伺いする会では、これまでに流域委員会でご意見の募集、通常のホームページ等、或いは委員会で頂きましたご意見等々の中から、委員会で是非お伺いしたいご意見を選ばせて頂き、本日、その方々をお招きいたしまして、発表をお願いするという形になっております。

前半の部の資料につきましては、「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料1「意見発表者と応募意見」、「一般意見聴取に関するアンケート」となっております。お手元にお配りしましたアンケートは、本日のご意見をお伺いする会の進め方について、皆さまのご意見をお伺いしたいという主旨でございます。受付にアンケート回収箱を設置しておりますので、会議終了後、そちらの方に入れて頂ければと思っております。

なお、前半の部においても、フロアの一般傍聴の方々からご意見をお伺いする時間をとらせて頂いております。発言にあたってのお願いを参照の上、是非発言をお願いしたいと思います。

なお、委員の皆さまと発表者の皆さま、本日は卓上のマイクとなっております。発言の際には、緑色のボタンを押してご発言ください。緑色のボタンを押しますと赤いランプが点灯いたしますので、点灯いたしましたらご発言して頂ければと思います。なお、赤いランプの点灯中は、他の皆さまのマイクは通じませんので、発言が終わりましたら緑色のボタンをもう一度押して頂きまして、赤いランプが消えたことをご確認頂きたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは芦田委員長、よろしくお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

それでは、只今から第9回委員会を開催いたします。17時半までという、かなり長い会議になりますが、よろしくお願いいたします。

一般の傍聴者の方々にもたくさんお集まり頂きまして、どうもありがとうございます。それから、発表者の皆さま、意見発表を快く引き受けて頂き、また、ご多忙の中、ご出席頂きまして、どうもありがとうございます。

流域委員会では、中間とりまとめ作成に向けて鋭意作業中です。皆さまのご意見をできるだけ盛り込みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行については司会に任せたいと思っております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

会の進行についてご説明させていただきます。

本日は前半にまず5名の方にお1人7分でご発表頂きます。発表の後、委員、或いは会場との質疑応答の時間を3分間設けさせて頂いております。発表と質疑応答で合わせて10分ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前半の5名の方の意見発表と質疑応答が終わりましたら、委員と会場の傍聴者の皆さまを含めた意見交換の時間をとらせて頂きたいと思ひます。意見交換は、およそ15分を予定してあります。

意見発表は1人7分でお願ひいたします。6分が経過しましたら、ベルを1回鳴らさせて頂きます。7分を経過したところで、2回目のベルを鳴らさせて頂きます。

本日は9名の皆さまからの発表となっておりますので、発表時間の厳守について、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、金屋敷様、よろしくお願ひします。

意見発表者（金屋敷忠儀）

私は金屋敷忠儀と申します。30年間、建設省に奉職しました。退官後、民間勤務を経て、現在は奈良に在住して、油絵をかくことを趣味として楽しんでいる市民です。

お手元に、資料1補足1がありますが、これは、他のところで座談会をした時の資料です。私の基本的なスタンスが書かれていますので、お読み頂ければと思ひます。

要点のみを申し上げます。

第1点は、サイレントマジョリティーの声はどこにあるのかという問題です。最近の政治に関する世論の移り変わりの速さに見られますように、マスコミは声の大きなものに迎合して、それがマイノリティーであっても、その声を増幅するのが常でした。世論は、マスコミによってつくられてあります。本当のマジョリティーの意見が、どこでどういうぐあいに反映されるかということが、私は心配です。ここに参集している方々は、私も含めて、或いは声の大きいマイノリティーではないだろうかと反省しながら発言しているところです。

第2点は、優先順位について必ず考えて頂きたいということです。全ての事項を並列的に盛り込むことは、何も決めないのと同じです。物事にはTPOに応じて優先順位があります。委員の皆さまには、ご自分の主張なさっておられるご意見が、文明と文化の進歩、或いは人類の生存にとって、いかなる優先順位にあるかを他の項目と比較して、念頭に置いて討論をして頂きたいと思ひます。流域委員会では両論併記という形もあると聞いてありますので、その時は、まさに優先順位の観点からの論議が不可欠であると思ひます。

第3点目は、洪水に対する危機意識、或いは、氾濫の悲惨さを忘れていないか、たかをくくっているのではないかとということです。淀川水系では、ここ数十年間、致命的な水害がありませんから、危機意識が薄れてきてしまっているのではないかとと思ひます。私は長い役人生活の間に、洪水の悲惨な状況をたくさん見てまいりました。それを思い起こして

頂きたいと思います。現に最近でもしばしば異常降雨が発生しています。それから、地形にも関係あるのですが、ウィーンでは、1万年に1回の洪水への対策として、バイパストンネルが完成しています。それから、日本と同様、低地に住んでいるオランダの市民は、自分が海面下以下のところに住んでいるのだということを常に自覚しているように、私には見えませんでした。はたして、我々日本人はどうでしょうか。

4番目は、誤った情報に流されないで欲しいということです。アメリカでは新規のダムの建設はないとか、堤防を廃して氾濫域を設定するということが盛んに言われております。情報には必ず意図があります。ですから、必ずしも正しとは言えないと私は申し上げたいのです。

先日の琵琶湖部会で「琵琶湖総合開発事業が琵琶湖の面積を狭めた」という発言がありました。どなたも否定しませんでした。全くの誤解です。建設省は一貫して、昭和18年の第1期河水統制事業で認めた3,000ha以上の面積の削減は強要しておりません。今でもそうだと思います。

もう時間がありませんから、急ぎますが、第5点目は、自然とは何を意味するかということ。これを十分考えてやって頂きたいということです。

第6点目は、歴史的経過を正しく評価した上で、討議を進めて頂きたいということです。日本の地形、都市、河川環境は、過去の人と川との関わり合いの長い歴史の集積の結果として、現在があります。この流域委員会を傍聴しておりますと、どうも過去を否定することから議論するという空気があるようです。私は過去を否定するのではなく、過去を認識した上で、将来を論じて頂きたいと思っています。

第7点目は、水質の問題についてです。この流域委員会は避けているような気がしますが、水質は河川環境問題の最大の課題です。水質の管理は必ずしも国土交通省でないかもしれませんが、流域委員会は適切な助言、提案をして頂きたいと思います。

それから最後に、近畿地方整備局に申し上げたいと思います。不可能な夢を語らないで頂きたい、幻想を抱かせるようなことはしないで欲しいのです。洪水を溢流させて致命的な被害を避けるという工法は、河川技術者の夢でもあります。土木工学は経験的要素が大きいのです。その工法が確認できるまでは、いたずらに幻想を与えないで頂きたいと思っております。

以上で終わらせて頂きます。

庶務(三菱総合研究所 新田)

どうもありがとうございました。

それでは、只今の発表につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、次の発表者の野村様、よろしくお願いいたします。

意見発表者(関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫)

関西のダムと水道を考える会の野村東洋夫です。

今日は、丹生ダムと湯水シミュレーションと題して、お話をさせていただきます。

お手元の資料1 補足2-2をご覧ください。ご承知の通り、丹生ダムには、大阪府営水道への利水や高時川の洪水調節等と並んで、異常渇水時の緊急水補給という目的があり、これに4,050万 m^3 という大きな貯水池容量があてられています。

この流域委員会においても、2月1日の第7回委員会にて、近畿地方整備局より淀川の利水についての詳細な説明があり、シミュレーションを用いて淀川の渇水の脅威が強調されたことは、委員の皆さまのご記憶に新しいことと思います。近畿地方整備局はこの説明によって、暗に丹生ダムの緊急水補給を正当化しようとしたものと私たちは理解しております。しかし、この時に配付された資料を詳しく検討し、直接、整備局に出向いて質問させて頂いた結果、この資料の中のシミュレーションにおいては、淀川下流部の農業用水が正しい形で取り扱われていないことに気がつきました。

そこで、今日はこの中の2つのシミュレーションに絞って、主として農業用水の角度からお話しさせていただきます。

資料1 補足2-2の資料2をご覧ください。まず、淀川下流部のシミュレーションです。ここでは、近年30年間のシミュレーションを行い、昭和44年から平成10年までの気象条件が再び発生した場合には、30年のうち7年間については、淀川下流部の確保可能水量が、現在の日最大取水量を下回ってしまうとなっています。

しかし、よく見ますと、このシミュレーションは上水と工業用水の、いわゆる都市用水のみを対象にしたものであり、農業用水が外されています。近畿地方整備局への質問を通してわかったことなのですが、資料1 補足2-2の資料3をご覧ください。近畿地方整備局は淀川下流部において6件の慣行水利権を認めているものの、これらからの取水報告を受けず、シミュレーションにおいては、これらの水利権全量を、あらかじめ確保可能量から差し引いてしまい、残った確保可能量と都市用水の日最大取水量とを比較しているのが、資料1 補足2-2の資料2のグラフです。

ご承知の通り淀川下流部では、この50年間に農地の宅地転用がドラスティックに進行し、今や農地面積はピーク時の4分の1にまで減少している中で、河川管理者が農業用水の取水状況をつかんでいないとはまさに驚きです。ただ、最近では、水利権の更新時に、1998年の状況について利水者からの申告を受けております。

資料1 補足2-2の資料4をご覧ください。これによれば、1997年の値として、水利権量が日量で145万 m^3 、最大取水量が80万 m^3 とあります。つまり、この年のピークの日においても、水利権量の55%しか取水されていなかったことがわかります。

先ほどのグラフに農業用水の値を乗せてみたのが次のグラフです。資料1 補足2-2の資料5をご覧ください。当然、日最大取水量も農業用水の分だけ増加しますが、それ以上に確保可能量が伸びることにより、第1位、第2位を除いた5年については、確保可能量が日最大取水量を上回ることがわかります。第1位、第2位も、あと4 m^3/s 程度で日最大取水量に届きますから、これなら大川、神崎川への維持流量の6%だけをカットすることで、容易に確保できます。ちなみに近畿地方整備局は、平成6年渇水時に維持流量を最大50%までカットしております。

以上の通り、農業用水を含めた本来の形でのシミュレーションを行えば、淀川下流部で

の渇水の脅威は消滅します。そもそも、丹生ダムの緊急水補給の目的は琵琶湖ではなく、淀川下流部での異常渇水に対応することですから、以上のことだけを見ても、このダム目的が不当であることは明らかです。

資料1 補足2-2の資料6をご覧ください。実は、昭和14年から16年の琵琶湖渇水シミュレーションについても、先ほどと同様に、農業用水の問題が内包されています。

2月1日の近畿地方整備局の説明で、壊滅的な渇水被害として最も強く強調されたのがこのシミュレーションです。この時の渇水こそが、過去80年間における既往最大の渇水であり、今後、もし同じ気象条件が再来すれば、淀川下流部における現在の取水量からして、たとえ水利用の調整や維持流量のカットを行ったとしても、琵琶湖水位はBSL-1m64cmまで低下し、これを利用最低水位であるマイナス1m50cmに抑えるためには、ダムからの9,100万 m^3 の補給が必要として、暗に丹生ダムの緊急水補給の必要性を示唆しました。

これに対する私たちの反論の第1点としまして、先程述べましたように緊急水補給というダム目的が琵琶湖水位の維持のためのものではないということなのですが第2点としましては、実はこのシミュレーションにおいても、先ほどと同様の誤りがあり、農業用水を正しく取り扱うことで、利水最低水位をクリアすることも可能であるということです。

私たちの質問に対する近畿地方整備局の回答によれば、このシミュレーションにおいても、淀川下流部での農業用水の取水について、5月15日から9月15日までのかんがい期においては、水利権全量が取水されるものと見なしているとのことであり、このグラフにおいて、最も急激な右肩下がりを示している部分が、まさにこのかんがい期にあたるのですが、この部分を先ほどと同様に、1998年の日最大取水量で計算すれば、水位低下はマイナス1m52cmでとまるのです。それでも、なお不足する2cmについては、平成6年渇水時のように、維持流量を9日間だけ50%カットをすることでクリアできます。或いは、このような時こそ、琵琶湖総合開発で対策が施されているマイナス2mまでの補償対策水位を適用すべきではないかと、私たちは考えております。以上です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。

それでは、只今の発表に対してご質問をお願いいたします。

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚五十三）

マイナス2mまで琵琶湖の水位を下げるということになると、琵琶湖沿岸に生活しております漁師は、壊滅的な打撃を受けるということもご認識頂きたいと思います。

意見発表者（関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫）

極力、マイナス1m50cmで抑えるということです。但し、80年に1回というような万一の渇水もあり得るので、一応、その時に備えてマイナス2mまで下げても、民生、或いは産業に大きな影響が出ないということで、琵琶湖総合開発によって既に対策が施されているわけです。

もちろん環境も大事ですから、簡単に水位を下げてよいとは思っておりませんが、万一の場合は、やはりそれも適用すべきであると考えております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。他にご質問はありますでしょうか。

もしなければ、後ほど意見交換の時にでも、追加で質問して頂ければと思いますので、次に進ませて頂きたいと思います。

中村様、ご発表をお願いいたします。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

財団法人日本野鳥の会京都支部の中村です。

今日、このような機会を与えて頂いてありがとうございます。

日本野鳥の会は全国に88の支部があります。京都支部には約1,400人の会員がいます。活動内容としては、年間約90回程度の観察会を実施し、野鳥を通して自然の大切さを知ってもらいたいと思っております。その他にも、希少鳥類の生息調査等も行っております。

最近では、子どもたちを対象にした総合的な環境学習会を積極的に手伝っています。野鳥観察をしながら、周りの草や虫、そして魚等、川でたわむれことの大好きな子どもたちが、やがて自分たちの目で生物多様性の世界を見つけてくれることを願いながら、関わっております。

探鳥会のうち、年間約58%を河川や池、湖で開催しています。親水という言葉をよく耳にしますが、河川敷の人工的な公園化とその対極にある河川本来の姿、河川敷の再生等、水辺の探鳥会では、そのようなことについて考える場となるよう心がけています。

京都市街地を流れる鴨川では、バードウォッチングの機会を市民に広くPRし、時には観光客や外国の人たちも参加される中でそれぞれの川に対する思いに耳を傾けております。あすも鴨川で定例探鳥会を行います。

ここでOHPを見て頂きます。桂川環境マップと呼んでいますが、嵐山から三川合流まで22km区間の野鳥生息調査を行いながら、同時に環境ごとに色分けをしてみました。赤が人工構造物です。茶色が砂れき地、緑はヨシ原です。年ごとに比較すると、環境の変化が手にとるように見えてきます。それぞれの場所で、多くの野鳥が繁殖しています。

このような調査を始めたきっかけは、1997年に桂川のカワウがアユを全て捕食するという理由で、京都府はカワウの駆除を実施したことでした。当時、何のデータも持っていなかった野鳥の会は、駆除の実施を黙って見ているしかなかったのです。これを機にデータの必要性を痛感し、調査を始めることになりました。カワウによる被害申請状況と、野鳥の会が報告した調査結果が大きく異なり、有害鳥獣駆除が即中止されることになりました。

調査方法としては桂川の全長22kmを5つに区切って、それぞれの区間に担当者が張りつき、日時を決めて、ほぼ同時に5カ所でスタートします。全区間の状況を半日で把握することができます。このような調査方法は、ナホトカ号油流出事故の際にももちいられました。

ことしで7年目を迎える桂川野生鳥類生息調査には、年間延べ200人ほどが参加しております。その他にも、市民に声をかけて釣糸を一緒に拾うといった清掃探鳥会も実施していますが、野鳥の会が独自に行う調査については、全てボランティアで行っております。参加者は楽しみながら関わっています。

これらのデータを、国土交通省の依頼で一冊の本にまとめました。今朝の京都新聞に紹介されています。

次からが本題なのですが、環境アセスメントで全国的に有名な研究所が発行された本の中には、自然環境モニタリングの必要性について、下記のように示されていました。

土地利用等も含めた自然の利用計画立案を誤らないために、自然界の現状や変化について、正確に把握しておくことが大切であり、また、それらの見直しが必要になった時にも、自然環境モニタリング調査が不可欠であると書いてあります。植物や動物、微生物、大気や土壌調査等の結果が基本的な資料となり、長期継続的に得られたそれらのデータは、自然の動態をはかる上でも、最も貴重な資料になっているようです。長期観察の効果として生物の生息データが、環境指標として最も重要な役割を占めていると示されています。それらに直接関係しているのかどうかはわかりませんが、野鳥の会に対してアセスメントに関わる方々から、データを見せて欲しいという電話や問い合わせがよくあります。しかし、当会では特別な理由でもない限り、データをお見せすることはかたく禁じられておりますので、全てお断りしています。

さて、最近、野鳥の会では、アセスメントのことについて話す機会がありますが、アセスメント調査等で、データとして採用される場合には、質のよいものでなくてはならないと思います。私たちが桂川等で実施しているような、長期にわたるこれらのデータを、環境指標として役立たせて頂くことが可能であれば、私たちの知識が社会にも大いに貢献できるのではないかと考えるのです。私たちの苦手なデザインやデータのまとめについては、今までどおりアセスの専門家をお願いし、野生動物等の生息調査等の技術的な分野においては、より専門性を持った野鳥の会が担うということとはできないもののでしょうか。そして、複数の機関がデータを共有し、環境アセスメントをもっとオープンな形で進めることはできないもののでしょうか。実際に関わっておられる方々がいらっしゃいましたら、是非ご検討をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。

では、委員の皆さま、ご質問をお願いします。

今本委員（委員会・淀川部会）

調査に野鳥の会を使ってはどうかということですが、野鳥の会以外にも、こういう野鳥の調査をできるところはいろいろあります。そういうところと比較して、野鳥の会の資質的な調査能力をどうお考えでしょうか。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

調査の資質については自信を持っております。

榭屋委員（委員会・淀川部会）

先ほど、データの提供を求められても出せないという話がありましたが、それは具体的にどういうことを言っているのでしょうか。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

ボランティアで行っているにしても、調査データは、野鳥の会の資産につながります。アセスメントを仕事にしてらっしゃる方が、野鳥の会にデータだけを提供して下さいというのは、ちょっと間違っている、と思います。但し、事業の内容によってはデータを提供することがあります。

例えば桂川の野鳥がすめる環境を守るためでしたら、こちらから国土交通省にデータを届けております。ですから、目的によってはお出しできないということです。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

野鳥の生息状態が環境指標となるということに関して伺いたいと思います。

野鳥は、川をあちこち飛んだり、或いは山の上に行ってしまうたりします。私はむしろ、野鳥が川に集まるのは、魚類或いは水生生物がいるからではないだろうかと思います。もしも、それが全然なくなったり、水質が悪化して駄目になったりしたら、野鳥が来てくれるのかどうか。その辺について、一言お願いします。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

その通りだと思います。ですから、野鳥は環境のバロメーターと私たちは認識しております。

例えば、食物連鎖の頂点に立つ猛禽類がいるということは、猛禽類がえさとしている小動物や小鳥が生息、小動物が生きるためには、昆虫など餌となる生物がすんでいる。そのような環境が全てそろっているから、猛禽類が棲めるのだと思います。

川上委員（委員会・淀川部会）

質問ではなく意見になるかと思いますが。私どもも、木津川淀川水系の水質調査を本格的に、ここ5、6年取り組んでいるのですが、調査データは全て、平均値ではなくてオリジナルデータをホームページ上で公開しております。

ただ、水質のデータと野生の動植物のデータとは、データの性格が全く違いまして、動植物のデータというのは、むやみに公開すると、希少な動植物が悪質な業者等によってとり尽くされてしまうということがありますので、中村さんがおっしゃった意味以外にも、公開できない面があると思います。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

支部報などに調査結果を公表することがありますが、やはり、密猟の対象になるような希少動物のデータや、なんらかのかたちで影響を及ぼすようなデータについては記載することをさけています。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。

それでは続きまして、南浜漁業協同組合の鳥塚様、お願いいたします。

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚五十三）

南浜漁業協同組合の鳥塚です。

私どもの組合は、現在、淀川水系流域委員会で問題になっております、姉川の最下流に漁業権を有している組合です。当然、川の中での梁での漁を中心に組合がなり立っています。

現在、姉川水系に一度に3つのダムがつくられるという状況にあります。姉川本流の方については、今年度から供用開始、さらに高時川、丹生ダム、杉野川支流の須俣川には関西電力の浄水・発電ダムができ、ほぼ同時進行の中で3つのダムの工事が始まりました。姉川については、昨年度で工事を終えております。

過去十数年間、今まで我々が経験しなかった、ダムに伴う附帯工事、道路工事、護岸工事によって、異常な濁水が本流全てに流れてくるという状況の中で、漁の減産という問題に頭を悩ませている現状です。

その上に、姉川水系の3カ所で農業用水の頭首工による取水という問題があります。この問題に関しまして、1つは流量の減少という問題があります。ダムによる下流への流量に関して得られた回答の中では、あくまでも頭首工の取水権が優先し、その余った分1.8tが頭首工から下流へ流れるということでした。1.8tという水量は、姉川と高時川の合流地点まで届かない水量です。最低3tの水がなければ届かないということも実証済みです。このままでは、我々漁業権者には生き残るすべがないと、何度も何度も繰り返し申し上げてきたところであります。

4月から取水が始まるわけですが、ちょうどこの頃から、河川漁業も最盛期を迎えます。そして、田んぼでも4月中過ぎから代かきが始まります。この代かきで濁水となったものが川に流され琵琶湖の沿岸部を覆います。アユも含め、全ての魚類が春先になって非常に活発な動きを見せるときに、濁水という問題が琵琶湖沿岸部を覆うわけです。

昭和40年代から始まった圃場整備という用排水分離の農業のあり方が、漁民を圧迫し続けているという状況です。そういったことが30年間積もり積もって、現在、琵琶湖の魚の状況は、最悪の状態に来ているのではないかと感じているところです。もちろん、濁水だけでなく、農薬や肥料による富栄養化も同時に起きています。

これは姉川に限った話ではありません。本日は出席をしておりますが、安曇川、石田

川、知内川等、名だたる河川漁業を行っている河川が、農業用水のための取水という問題や流量問題に頭を悩ませているというのが現状です。

現在、一昨日から続いています降雨の影響もあって、今朝も大変な濁水でした。流量にしては、濁度のぐあい非常に高く、こんな中で、漁業者が生き残るすべがあるのかと考える昨今です。委員の皆さま方もご承知の通り、冷水病という病気が日本全土に行き渡ってしまい、その発生源が琵琶湖にあるとまで言われるくらい、琵琶湖は病んでいる状態です。こんな中で、漁業者として何を目的に生きていくのかと言いたいのです。外来魚による琵琶湖固有種の減産という問題も含めて、窮地に陥っているのが、現在の琵琶湖の漁業者の姿です。

それと同時に、近年のマリンレジャーブームによる水上バイク等の問題が琵琶湖全般にわたって浮上しています。琵琶湖部会の中で、寺川委員がご指摘をなさっております通り、人体にも害があるかというようなことですが、それ以前にまず魚に害があるのではなからうかと思えます。

ただ、1点だけ明るい話題があります。一昨年1月に、早崎のリゾート開発が中止になったということです。中止になったのであれば、もとの内湖に復元して欲しいという陳情書を出させて頂きましたところ、そういう方向で進めてみるという知事のご発言もありまして、少しは北湖に水質浄化ができるのではないかと考えております。以上です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。ご質問はありますか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖と言えばアユ、しかも南浜は、雪解け水の中を上がってくる春先のアユを四手網でとる重要な場所だと認識していますし、水量の問題、濁度の問題、それから外来魚の問題についても、大変切実だとわかるのです。

姉川ダムが貯水をして、春先或いはこれから夏にかけての水温の変化について、現場で何か感じますでしょうか。魚は水温にも微妙に反応すると思います。その辺について、ここ30年、40年のご経験の中でご意見がありましたらお願いします。

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚 五十三）

私は漁業組合の組合長をさせて頂くと同時に、アユの種苗を取り扱う業者の1人でもあります。琵琶湖産のアユは、10年前は全国のシェアの60～70%を占めていたのですが、昨年度は40%まで落ちました。これは冷水病に端を発する問題に他なりません。それから、ダムによる影響もあると思います。ダムの下流域、及びダムの放水口下流等では、アユでは殆ど成果を上げることができないという状況です。

姉川ダムについても、今後の供用開始と同時に成り行きを見ていかないと、私らも何と言えないというのが現状です。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。他にご質問はありますか。

それでは、笠原様、よろしく申し上げます。

意見発表者（笠原茂）

笠原といたします。よろしく申し上げます。

今日は、自然史の観点による河川の望ましい姿の検討の案ということで、城北ワンドで行いました研究をもとに、お話しさせてもらいたいと思います。

先ほどお見せしたスライドが、サンプリングの風景です。ワンドから 3mほど泥がたまっていました。ワンドの底から 3mほど採取して、下の 1mほどがかなり粗い砂で、上の方は泥になっております。

何故こんなことをしたのかと言えば、ワンド自体がどのようにできたか、その流域の変化等が、ワンドにたまっている泥に入っていますので、それを詳しく調べることによって、年代や、珪藻とか花粉の化石等、或いはダイオキシン類はやってませんが重金属類の汚染状況から川と人との関わりの歴史を見出そうと思ったからです。

まだ分析中なので、詳しいことは言えませんが、淀川の場合、河川工事や洪水の歴史がきちんと記録に残っていますので、その記録とワンドの堆積物を比較して、ある程度の年代が推定できています。一番下の層が明治ですが、淀川が改修され粗い砂がたまってきて水制工ができ、今のワンドのような原形ができる時から泥がたまり始めたということです。泥は泥ですが、その中をよく見てみると、戦中の空襲の跡と思いますが、炭が濃縮しているところがあります。その他、昭和初期から 1960 年代くらいまでは、いろいろな泥の中に砂の層がかなりあって、これは洪水によって運ばれてきたものだろうと思っています。また淀川大堰ができたことによって、それまでの環境とは違う泥がたまっているということです。

最近、河川の目指すべき姿は昭和 30 年くらいではないかとよく言われていますが、その頃は、かなり洪水が多かった時期だったと思います。ですから、今のような環境とは違っているとは言えますが、それより以前にも、例えば戦争の影響とか、或いはそれ以前の明治時代に大幅に改修されていったという状況があります。流域全体を考える場合、やはり山地荒廃の状況も関係すると思いますが、河川だけについて見ると、1960 年代くらいから、いろいろな堰等ができて変わってきたというのはわかるのですが、それ以前についても、山が荒廃して洪水や土砂流出が多かったころの状況も考えて、川のあるべき姿を考えた方がよいのではないかと考えております。

現在の環境から過去の環境を見て、川のあるべき姿を考えるという方法があります。ただ、これだけではちょっと不十分だと思います。「昔の環境がこうだったから、こうすべき」というのではなくて、昔は人の影響が小さかったのが、徐々に人の影響が大きくなっていったということを踏まえて、現在の環境をもう一度評価しなければなりません。過去の環境についても、いろいろな過去があるので、その背景を踏まえて考えなければならぬのではないかと考えています。その上で、あるべき姿の環境を考えていく必要があると思

ます。

川のあるべき姿を考える、その目標設定の中で、いろいろな方法や手法、或いはタイムスケールがあると思います。そのために、10年100年かけて変えるのか、それとも今すぐにということが必要かと思いますが、そのもとになるのは、やはり現在の環境を評価することです。さらに、現在の環境を評価する手法として、過去の環境の状況もちゃんと把握しなければなりません。過去の環境というのは、人と自然の関わりの歴史と、特に環境問題の場合、人と人の歴史、つまり社会史的な面が根本にあると思いますので、そういった見方も必要かと思います。

人と自然との関わりについて、自然史観点という捉え方があるのですが、自然史の定義にはいろいろあり、このスライドでは大阪の自然史博物館のホームページに載っていたものを引用しました。ここには、自然史とは人間と自然との関わりを発達史的知見から理解する学問である、とありますが、川のあるべき姿も、この自然史的観点に立って、ただ自然や人を見るのではなく、その関わりの歴史を把握して考えた方がよいのではないかと思っています。

つまり、川も自然であり、生成、発展、消滅という動的プロセスにあるので、自然が自然であるような、人が「川はこうあるべきだ」と決めるのではなくて、自然自身が自然をつくるようなシステムや機能を持たせておいた方がよいのではないかと思っています。淀川の場合、人間が100年200年かけて淀川を変えてきたのですから、100年200年かけて元に戻すといったアプローチ方法もあってもよいのではないかと思っています。

以上です。ありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。只今の発表につきまして、ご質問はありますか。

吉田委員（委員会）

先ほどちょっと聞き逃したのですが、土を採ったワンドの場所は淀川大堰よりも上流側ですか。それともう1つは、珪藻遺骸のことが書いてありましたが、珪藻遺骸については、淡水産のものとか海水産のものとか、何か種類を調べてらっしゃるのでしょうか。

意見発表者（笠原茂）

調査をしたのは淀川大堰より上流です。珪藻については、やはり止水性や流水性、種によって構成が変わってきます。組成で当時の水域の環境を復元しようということで、種の同定までやっております。

吉田委員（委員会）

そうすると、淀川大堰ができる前と後で組成が変わってきているということ等も調べていらっしゃるのでしょうか。

意見発表者（笠原茂）

もちろん。それが目的ですから。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。

それでは、只今から意見交換の部に移りたいと思いますが、意見交換の部につきましては、芦田委員長、お願いします。

芦田委員長（委員会）

只今、5人の方から非常に貴重な意見を発表頂きました。どうもありがとうございました。これからは意見交換を行いたいと思います。

金屋敷さんからは、治水の重要性のみならず、豊富な経験に基づいて、これからの流域委員会の課題についてご注文を頂きました。私自身としては、もっともなことだと思っております。野村さんからは、農業用水の取水実態を的確に把握すれば、新しいダムの開発は必要ないのではないかというご提言でした。それから、中村さんには野鳥の会の立場からいろいろなお話を頂きましたし、鳥塚さんには漁業の立場からお話し頂きました。最後に笠原さんからは、もう少し長いスケールで、100年200年の、自然史的な立場から環境のあり方を考えるべきだというお話がありました。

これから15分で、発表された方、委員、及び傍聴されている方も含めて、意見交換をしたいと思います。短い時間ですので、1人の発言時間は1分以内くらいにおさめて頂きたいと思います。ご発言の場合には、挙手をお願いします。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

金屋敷さんに質問させて頂きたいのですが、私もこれまでの河川改修、或いはダム建設等について、意味がなかったとは全く思っておりません。治水利水については大きな効果を上げてきたと思っています。しかしながら、そのやり方については、やはり大きな問題があったのではないかと、そこを将来どうしていったらよいかということについて、この流域委員会で考えているのだと理解しています。

先ほど、いわゆる誤った認識、或いはマスコミの報道等の問題についてお話しして頂きました。その中で、アメリカではこれからダムをつくらない、また、既にできているダムを取り壊しているという理解は誤っているのではないかとご指摘がありました。私も勉強し、アメリカの方へも行ってきたのですが、実際にアメリカでは、ダムの功罪が検証され、今後は新しいダム建設はつくらないと言われていました。また、これまでつくってきたダムについても、それを取り壊して、生物、或いは生態系、特にサケといった魚の生息を回復していこうという取り組みが進んでいると認識しました。ですから、先ほどのご指摘については、適当ではないのではないかなと感じたのです。いかがでしょうか。

意見発表者（金屋敷忠儀）

先ほどから申し上げているように、情報にはそれぞれ意図があって流されているのです。アメリカのダムの問題ですが、ダムを壊せという意見も、非常にたくさんあるのも事実です。また、アメリカでも幾つかのダムが撤去されていることも事実ですが、詳しく話し出すと時間がかかりますから申し上げませんが、現在でも、堤高 168mのセブンフォークダム、122mのグリズリークラッチティールングダム、或いはダイヤモンドバレーレイクダム等は使われているのです。壊されているダムは、非常に小さなものが多いのですが、高いものの中にはあります。

これらについては、この流域委員会が開かれる時に、委員方と近畿整備局の方で十分意見の交換を行ってあるはずだと私は思いますが、2つの意見があることは確かです。環境保全上、例えばサケの遡上のためにダムを壊しているということも事実ですが、それだけを強調して語るのは間違いだろうというのが、私の意見です。

谷田委員（委員会・淀川部会）

野鳥の会の中村さんのお話で、わからないところがあります。

野鳥の会が専門家の集団であるということは認めますが、専門家は、我々研究者も含めて、調査をした成果を論文として公表します。そして、公表された論文というのはだれでも自由に使えるというのが、1つの方法だと思うのです。専門家であっても、特に我々は税金を使わせてもらって仕事をしていますので、やはり公表ということは非常に大事だと考えています。逆に、アセスメント事業をされた方も、やはり税金を使ってアセスメントをしていますから、これも情報公開しなければいけないと思います。野鳥の会はどのスタンスなのか、私にはまだ議論の余地があるような気がします。

意見発表者（日本野鳥の会 京都支部 中村桂子）

先に申し上げましたように差し支えないデータ等に関しては公表しております。アセスメント事業者に情報を提供しない理由がわからないとおっしゃっていると思うのですが、私たちは野鳥がすめる環境を残す目的で調査活動を行っています。不特定多数のアセスメントに携わる方が、川のデータを下さい、山のデータを下さいと言ってきます。取り敢えず自分で川を歩いてみて下さい、川の春夏秋冬を感じて下さい、そして、自分の目で見た報告をされるのが当たりまえのことではないですか、というのが、私たちの持論です。

電話やメールで、簡単に資料を送って下さい、メールで下さいというものですが、そんなに野鳥の会のデータが役に立つのであれば、それでは、私たちがアセスメントに参加させて頂くというかたちはどうでしょうかと考えるわけです。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の中村さんのお話は、気分として、わかります。労せずしてデータを吸い上げていく、ある権力を持った人たちがいるということです。それは大事なことなのですが、私が問題提起をしたいのは、野村さんのご指摘についてです。実は水利権には、数字の上で文書

になされる水利権と、実際に利用されるものとの大変乖離があって、実態を行政が把握できていないのです。そのことも踏まえた上で、計画を立てないといけないのです。

実は、今、国土交通省の水資源部が、全国の水資源のフルプランを見直そうとしています。ここ1年くらいかけて淀川水系の、いわば利水の水利権量を今後どこまで考えるのかというようなことも含めて議論が始まると思いますので、是非国土交通省として、整合性のある方向を出せるように、今日の野村さんのご意見等も含めて、お考え頂きたいというお願いです。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

笠原さんに教えて頂きたいことがあります。私も、河川のあるべき姿を歴史から学ぶという視点は非常に重要だろーうと思います。しかし、普通は柱状堆積物試料に記録されたものの学ぶ方法をされると思うのですが、都市河川で古環境の復元ができるとは私は思えないのです。アマゾン川のようなところでしたら可能だろーうと思います。問題点は年代の連続性があるかどうかということです。新しい手法を考えないと、古環境の復元は多分難しいのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

意見発表者（笠原茂）

今回やっているワンドは特異な堆積環境です。本川のように堆積物がどんどん更新されているという所では、復元はむずかしいかもしれません。ワンドの場合、堆積物の移動はなく、洪水によって、まだ分析の途中なのではっきりしたことは言えませんが、ある程度は、流域の変化がわかるのではないかと考えています。実質的にまだ1カ所だけの調査なので、その周辺域でも何カ所か調査を実施することや、他の調査研究との対応によってそれが使えるものか使えないものかというのが、いずれははっきりしてくると思います。

吉田委員（委員会）

河川的环境を考えていく時に、中村さんがおっしゃったように、指標生物を選んで、目標として維持できるようにするのは大切なことだと思います。下流の方でしたら、ワンドのイタセンパラとか、上流の方でしたら、やはり淀川の場合にはアユということになると思います。

そこで、鳥塚さんに伺いたいのです。先ほど水温の話がありましたが、やはりダム等ができてきますと、濁りや水量の安定化といった理由で、アユが食べる付着藻類も随分変わってくるのではないかと考えています。姉川の場合、そういった付着藻類等は、ダム等ができることによって変化があったのでしょうか。その辺、感触的なことでも結構ですから、伺いたいと思います。

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚 五十三）

ここ10年間くらいのデータのものはありません。漁業関連のデータがとりにくいというのが今日までの状況です。その中で、今の付着藻類、珪藻という問題が、もうたくさん

起きてしまっているというのが現状なのです。

というのは、姉川に限って申させて頂きますと、ダムの問題を今申し上げましたが、それ以前に、姉川の上流部並びに高時川上流部で、60年代に入ってからスキー場の大造成がありました。常に濁水を蔓延させる問題が1つあるという中で、アユが育つ一番よい時期だけしか珪藻がどんどん生えないという状況です。特に7月8月9月、もう梅雨の末期か梅雨明けからでない、アユが成長できる要素がないという状況です。ダムについては全くまだ未知数です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話をちょっと補足させていただきます。

姉川だけではなくて、アユの天然遡上の場合、敏感に水温で決まります。姉川河口では4を境にしてそれより湖面温度が上がるとアユが登り始めるというのも、以前から言われていることでして、これが少し変わると大変なことになるのです。それから、ダムによって、河口部に来る水温が決定的に変わってしまいます。そうすると、遡上が遅れてしまうということもありますし、逆に実は早まることもあります。弱い魚が早く上がるようになるのです。今後のダムは知りませんが、これまでは、湖面水温より少しでも低温の水が河口から流出すると、アユは遡上を始めます。ダムで水をためて水温がうんと下がると、そのために遡上が遅れるということがあったようです。その辺の問題と、それからもう1つは、ダムによって川の珪藻類が変わります。藻類が多くなり過ぎて困る等、微妙な変化がアユ遡上には決定的な影響はあります。

傍聴者（赤井一昭）

今、4と言われましたでしょうか。温度が4ですか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ええ、4です。

川によって若干違いはあるのですが、私が知っている限りでは、以前はずっと4を境にして、姉川の場合は上がっていたということです。これは県の試験場辺りも研究されていたと思います。

芦田委員長（委員会）

それでは、時間がまいりましたので、次の意見発表の方に移りたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、続きまして尼崎造園事業協同組合の榎本様、よろしく申し上げます。

意見発表者（尼崎造園事業協同組合 榎本利明）

今回、流域委員会に提案をさせて頂く機会を与えられたことを大変喜んでおります。

私の言わんとするところは、皆さま方のお手元に、資料1補足3として、発表要旨並びに尼崎市におけるみどりの創生を書いておりますので、それをご覧頂けましたらありがたいと思います。今日は、私たちがやってまいりました状況をスライド等で見て頂きたいと思いをします。

これは尼崎のみどりの相談所です。非常に多くの人が入り出ており、尼崎のみどりの拠点となっています。尼崎は氾濫域ですから、やはり浸水ということについて、我々は十分に考えなければならないと思っています。

これは尼崎の猪名川・藻川です。この猪名川・藻川に囲まれた部分を、尼崎では一般的に島の内といっています。この河川改修は、猪名川の旧河川をショートカットして、直線で結んだわけです。従いまして、もともと川だった地域に猪名川公園や猪名川自然林があります。猪名川自然林は、岡野阪大名誉教授等のご提案によって、猪名川の自然と文化を守る会という活動がなされ、残されたということです。行政と市民と地元地主と、皆さま方の協力によってできた、非常に大きな成果だと思いをします。

猪名川・藻川の河川敷は、非常にたくさんの子供たちによって活用されているわけです。ちょっとした森がありますが、森をもっとつくることできたら、景観が一層よくなるのではないだろうかと考えているわけです。

これは猪名川の旧堤防です。これはエノキ、ムクノキで、この地域で非常に貴重な遺産になりつつあります。恐らく、兵庫県下でもムクノキとかエノキがこういうような形で育っているところは、もうなくなっているのではなかろうかと思いをします。特にムクノキ等は求荒の樹木でして、昔、求荒の植物として植えられたということです。

これが猪名川自然林の状態です。これが大阪府と兵庫県の境です。こちら側が大阪で、こちら側は尼崎です。これは旧堤防ですが、その中に自然林を残して、風致公園として確保しております。この水路は水位が下がってきていますので、今ポンプアップ等で水を上げようかと考えています。猪名川の河川には渡り鳥等が帰ってきています。水質も非常によくなったということです。

これは農業公園です。まだ農地が残っています。これは旧河川を池にしています。これは佐璞丘といって、非常に猪名川の景観を尊重して、碑等もあるわけです。これは土の道を残して遊歩道にして、10kmにわたって歩けるようになっています。しかし、大きな道路によって皆寸断されています。これを10kmにわたる遊歩道にできればと思っています。

これで終わります。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。只今のご意見に対して、質問はありますでしょうか。なければ、次の発表に移らせて頂きたいと思いをします。

続きまして、日本カヌー普及協会の藤田様、よろしくお願いをいたします。

藤田様には資料1補足4「水辺は人と自然の接点」をご提供頂いております。

意見発表者（日本カヌー普及協会 藤田清）

日本カヌー普及協会の藤田と申します。

50年前にカヌーを教えてもらった頃、ひっくり返って水に流された時に、ふと耳を澄ましたら、川の底をきれいな砂がさらさらと流れている音が聞こえました。今回の意見発表資料をまとめていて、そのことを思い出しました。そして、2000年続いた稲作文化、農業社会のために里山を整備して、川の水がきれいになっていたという歴史があったのだということに思い至ったのです。これは日本だけのものだと思います。この40年で稲作文化から産業社会へと社会は大きく変わってしまいましたが、これからは、稲作文化に負けないクリーンな文化をつくっていきたいと思いました。

カヌーは、人間が自然と接するための道具として非常に有効であると思います。その視点から、もっとカヌーで遊んでもらうためにということで考えたのですが、今の川は、鉄の矢板等の護岸によって、人と自然とが隔てられてしまっています。昔は護岸はなくて、自然のままに川へおりていけましたし、川からも上がれました。水もきれいでしたから、そこで遊んで、いろいろ学んで育っていったということです。

これを取り戻せないか、2000年続いた稲作文化に負けない、新しい産業社会を構築できないだろうかということを思っています。しかしすでに矢板ができてしまって、カヌーどころか、人が水のそばへ寄れないところが多いのです。ですから、カヌーもおりられる子供たちも川へ近寄れる、スロープを設けて欲しいと考えています。今のままでは、川の岸から一步踏み出すとドブと川にはまってしまいますので、子供だけではなくて、大人でも危ないのです。ですから、入り江にしてスロープが川の底までつながっているようにすれば、一步踏み出して水の中で遊ぶこともできますし、子供たちがころんでも危なくないのではないだろうかと思います。

川は身近な自然の代表で、柳田國雄さんも「川は日本の天然の骨格」と言っておられます。もっともっと皆さまに、川に関心を向けてもらいたいと思います。そこから、環境問題や自然に対する関心も増えるでしょうし、さらに、2000年続いたといわれる稲作文化に負けない、新しい文化をつくっていけるのではなからうかと思えます。

秋になりますと、アキアカネというトンボが田んぼの上を飛び交います。あのアキアカネも、2000年続いた稲作文化とともに生態を変化させていったトンボだということです。私たちも、トンボに負けないことをこれからやろうではないかと言いたいのです。たとえ100年かかっても、孫の代、ひ孫の代、もっとかかっても、稲作文化に負けない新しい文化社会をつくらうではないかということです。稲作文化は世界中どこにもない文化だと思います。日本から世界に発信していかなければいけないことではないだろうかと思えます。

川に関心を向けてもらうために、まずイベントをいろいろしたらよいのではなからうかと思えます。私たちは、水辺の学校、カヌー祭り、或いは三川合流のイベントといいまして、木津川と奥琵琶湖と桂川の源流から、それぞれ清水を採取して、川を下って中之島まで行きました。そんなことをまたやりたいなと思っています。これにも支援をお願いしたいと思えます。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。只今の発表に対して、ご質問をお願いいたします。

川上委員（委員会・淀川部会）

藤田さんは、カヌーという、自然と親しむ媒体としての、すばらしい道具についての活動の展開についてお話をなさいました。また、木津川の中下流の笠置というところでカヌーを製造販売する会社をつくり、そしてそれを普及する様々な活動をしてらっしゃるわけですが、木津川を流域として考えた場合に、上流に期待すること、或いは下流への思い、特に水質について、お話を聞かせて頂けるとありがたいのです。

意見発表者（日本カヌー普及協会 藤田清）

名張や伊賀の方で行事をして、川上委員たちのご意見を聞かせて頂いて、随分参考になったと思っています。里山の手入れが川をきれいにするために意味があったということをお話して頂きました。私たちも何か協力しなければいけないと思います。今のところ、ただ川で遊んでいるだけなのですが。

昔は笠置でも、子供たちが学校から帰ると、皆、川へ行って遊んでいました。大体、年齢によって3カ所くらいポイントがありまして、大人はだれも構わずに、子供たちは餓鬼大将が取り仕切って、事故がないように、下手なやつを上手に導いて遊んでいました。それが、40年前、学校にプールができた途端に、川は危ないから行ってはいけないということになりました。私も町長に話をして聞いていたら、昔から笠置の木津川で死んだ子供は1人もいないと言っておられました。早速、学校へ行って校長先生に会って話をしたのですが、校長先生も教頭先生もよその町から来ている先生でした。自分の知らない木津川で子供たちを指導することはできません。ちょっとおかしいと思いました。笠置の町か、隣町の出身の先生が1人でも2人でもおられたら、こんなことはないのだろうと思います。もういっそのこと、都会は別ですが、日本中の農村・漁村で、プールを全部やめてしまって、川、或いは海を使えばよいと思います。漁師の方にも、漁師の息子が海を知らないで育って日本の将来はどうなるのだという意見も聞きました。

本当に、いろいろなことを川上委員に教えて頂いて感謝しています。

谷田委員（委員会・淀川部会）

お尋ねしたいのですが、鉄の矢板は論外としても、最近コンクリートで段々をつくっている親水護岸と称するものがあります。それから、土のスロープではなくてコンクリートを張ったスロープがありますね。藤田さんはどういうスロープがお好きですか。

意見発表者（日本カヌー普及協会 藤田清）

親水性の、ブロックで積んだ緩い傾斜の階段でしたら、よいのではないかと思いますね。

谷田委員（委員会・淀川部会）

しかし、そうすると、カヌーと生き物は両立できないかもしれませんね。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の答えには大変不満を感じます。

川には砂があるというお話をされて、私はよいことをおっしゃったと思っていたのです。川に砂がなければ魚は棲めないのです。そういう意味で、今おっしゃったようなセメントでつくったような浅瀬をつくったのではナンセンスなのです。それは川ではないのです。

今、ブラックバスが川でも琵琶湖でも増えています。これは、浅瀬のない状態で、深みに接していきなり切り立った岸がある状態になっているからなのです。ですから、砂の浅瀬を多くつくれば、よほど深みに棲むブラックバスの増加は防げるのです。そのことも考え直すべきだと思います。ですから、浅瀬が1m50cmくらいの、人間の腰をちょっと越えるくらいの浅瀬が、とにかくどれだけの幅を持っているか（浅瀬がずっと浅くなっているかによって）実はブラックバスの増殖率は影響を受けるようです。ですから、そういうこととも関連があって、川・湖とも、砂の浅瀬をどれだけつくるかということは今後考えなければいけないと思っていますのです。

庶務（三菱総合研究所 新田）

ありがとうございました。

それでは、続きまして8番の松本登美子様、発表をお願いいたしたいと思います。松本様は、資料1補足5ということで資料をお出し頂いております。よろしくお願ひします。

意見発表者（くさつ・自然環境を考える会 松本登美子）

私は、滋賀県草津から参りました「くさつ・自然環境を考える会」の松本登美子と申します。

草津川というのは、大津市上田上桐生を源として、途中美濃郷、金勝川を合流し、草津市北山田から琵琶湖に注いでいる一級河川です。資料の中にも書いていますが、奈良時代には東大寺・石山寺の造営にあたって多くの木が伐採されました。そして、江戸時代には明かり用に使う松の根を掘り起こされておりました。上流の田上山の地質が花崗岩ですから、少しの雨でも降りますと、川に流れ込んできて川底が高くなり、さらに人がそれをかき出し、堤防に積み上げ、そして天井川となったという背景があります。

県は、1971年に琵琶湖総合開発計画で草津川放水路事業を県事業として着手されております。しかし、私たちがこのことを知ったのは1997年のことでした。私たちの会は男女共同参画事業というものを学習しておりました。県とか市とか、行政の中で学ぶことから離れ、自分たちで学習を計画し、自主学習をしていこうという活動をしている時に、メンバーの1人が「あの天井川が道路になるそうだ」という一言から立ち上がった会です。「これだけ車による公害問題が取りざたされている時に何であそこが道路なの」という皆の素朴な疑問と、草津駅から近いところに位置している割には、堤防に上がりますと、市内の喧

騒を忘れ、くつろげる空間というのでしょうか、決して十二分に豊かとは言えませんが、緑の空間がそこに広がります。それが道路になるという時に何とかしなくてはならないという危機感がありまして、皆で署名をしようということで立ち上がりました。現在、私たちの会は主婦5人で構成されておりますが、この時2万2,862人のご署名を集めることができました。その要望書は1998年10月に滋賀県と草津市に提出させて頂きました。

それから私たちはずっと活動してきているわけですが、市民運動をするために十分な知識を持って活動をスタートしたわけではありませんでした。私たちの会の主な活動記録を資料に記載しておりますが、何をどうやっていってよいのかわからない状態からの活動でしたので、一見何の脈絡もない活動をしているように映る向きもあるかと思います。しかし、その時その時に立ち上がる問題に皆で一生懸命知恵を出し合いながら、そしてネットワークを通じてお知恵なり、お力を借りられる人にご意見を頂きながら活動をしてまいりました。

一方、草津市の方でも、草津市の将来を語る論文であるとか、提言、作文を子供たちも含めて市民に募集されました。草津川のシンポジウムを2回行い、フォーラム等も行ってきました。私たちも提言の部分や、全てのフォーラムに参加・参画してまいりましたが、素朴な思いとして、これは道路ありきの提言募集であり、シンポジウムであり、フォーラムではなかろうかというようなことを強く感じながら活動をしてまいりました。

その活動の中で、昨年10月6日に、それまでシンポジウムやフォーラムは行政が主催しておりましたけれども、私たちみずからの手でフォーラムを開くことにしました。そして、歴史的観点、まちづくりの観点、それから子供たちへの環境教育という観点で、資料にもあります諸先生方にご参加頂きました。行政の方にも、私たち市民がどういうことを思っているのかを聞いて欲しい、一緒にこのことを考える輪の中に入って欲しいというようなことをお願いして、草津市、県を含めてご参画頂きました。配布資料にその当日のまとめをつけておりますので、また読んで頂きたいと思っております。

また、私たちが活動している中で、当初は「草津川土地利用構想に関する検討委員会」、「草津川廃川敷地利用計画検討懇話会」、それから「草津市廃川敷地利用計画検討協議会」というように、そのことを預かり受ける部署が変わってまいりました。先頃、県議会での決定が新聞紙上に発表されておりますので、それを資料につけ加えてあります。

私たちが願っていることは、21世紀に入って、子供たちを取り巻く環境が非常に悪い状態にあり、胸が痛む思いがいたしますが、子供的人格形成には自然と触れ合いながら育っていく、自然を通して育っていくことが必要不可欠だと考えております。そして、市民の憩いの場や災害避難公園として使われていったらよいと考えております。そして、その決定につきましては、行政だけではなく、市民と行政とがパートナーシップに基づいてお互いにゆっくりと時間をかけながら、どういう利用のされ方をしていくのが一番市民にとってよいのかを考え、これから100年後、200年後に振り返った時に、あの時点での決定は間違いではなかったと言えるような答えをこれから見つけていきたいと思っております。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。只今の発表の対してご質問をお願いいたします。

意見発表者（金屋敷忠儀）

今のご意見は、天井川を切り下げるのが反対なのか、それとも跡地を道路にするのが反対なのか、何を言おうとしておられるのですか。

意見発表者（くさつ・自然環境を考える会 松本登美子）

両方ともです。

意見発表者（金屋敷忠儀）

天井川そのものを置いといてつくれということですか。

意見発表者（くさつ・自然環境を考える会 松本登美子）

願わくは堤防、堤体はそのまま残して欲しいと思っています。

意見発表者（金屋敷忠儀）

記念に残しておくということですか、放水路は要らないということですか。

意見発表者（くさつ・自然環境を考える会 松本登美子）

いえ。洪水氾濫があったということを受けて、新草津川の工事がもう既に最終になるくらいになっています。

意見発表者（金屋敷忠儀）

わかりました。ですから、その新草津川をちゃんと整備して欲しいということですね。そして、旧川はそのまま残して欲しいということですね。

意見発表者（くさつ・自然環境を考える会 松本登美子）

はい、そうですね。それで、新草津川がつくことでもう洪水の心配はなくなりました。

意見発表者（金屋敷忠儀）

わかりました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

他に質問がありませんようでしたら、次の発表に移らせて頂きたいと思います。続きまして、「水と文化研究会」の小坂様、よろしくをお願いいたします。

意見発表者（水と文化研究会 小坂育子）

こんにちは。「水と文化研究会」の小坂です。

今日もここへ来る道すがら随分桜を楽しませて頂いたのですけれども、私たちは周りの自然環境と様々なやりとりをしながら暮らしています。しかし、その自然への関わり方というのは、人によっていろいろ違ってくると思います。また、生活環境も、その見え方、或いは認識の仕方にも人によって異なると思います。ただ、今、私たちはあまりにもいろいろなものがあり過ぎて、それが全てあたり前のように思っていて見えなくなっていることがたくさんあると思います。私たちは、見えなくなっているものを外から見ることによって、ひょっとするとそれが見えてくることもあるのではないかと、中のものと外のものが一緒になって見えなくなったものをもう一度見えるようにしていきたい、そんな思いから活動をやっています。

私たちの会の活動は、「掘り起こす」と言うと、あまりにも時間の経過がたち過ぎてしまい、埋まっているものを掘り起こすという感じがするので、そういう意味ではなくて、もっと近い過去のことを「はがしていく」という感覚でいろいろなことをやっています。その活動を13年間やってきたのですけれども、その13年間の中で見えてきたことというのは、昭和30年代くらいまではずっと連綿と受け継がれた「水を使い回していく」という生活文化があったということでした。「水をうまく循環させていく」という生活のシステムも、人の力によって合理的に使い回されていた水の文化だったと思います。

集落を流れる川を、地域の人たちは「使い川」とか「途子(ズシ)川」、或いは「里川」、「里中川」、こんな呼び方をして付き合っていました。また、そのつき合い方も、川のところに1段、或いは数段の石段をつけて、少し深く掘った「川門(カワト)」という洗い場をつくり、そこで鍋や釜、食器を洗っていました。逆に、その水を汚さないように一たんたらいに水を入れて、そこで洗濯をしていました。洗った後の水は小便所に落としておきます。お風呂は小便所の隣につくられていることが多くて、お風呂の落とし水も小便所に入っていました。また、川から直接水をくんで家の中に持って行って、水がめにためて料理用の水を使っていました。お風呂にも当然川の水をくんで持って行くのですけれども、その時には途中で太陽の熱を当ててちょっとお水を温めるのです。それは「日なた水」と呼ばれているのですけれども、その水を使うことによって燃料を節約していく、そんな工夫もされていました。それから、小便所と大便所は隣同士ではありませんでした。それは多分、おしっこの場合には数週間くらいですぐ畑の肥料になったと思いますが、大便の場合には発酵させるのに数カ月置いておかなければいけないからだと思います。その発酵を少しでも促進させるために日あたりのよい東、東南の方向に大便所を設置していました。また、聞き取りの中では「長いことおしりまくって座っているのが寒いから、やはり温かいところの方がよい」ということをおっしゃられた古老の方もおられ、何げに見過ごしてしまうようなことでも工夫されている、そういった生活の文化というのがどんどん見えてきました。

そのようにして大便とか小便の水は畑の方や田んぼに持っていかれます。無駄な水は一滴もなく、うまく循環させられ、それは主に養い水という言い方をされて肥料に使われて

いました。もちろん水というのはその集落の大切な共有財産としてあるからこそ、その維持・管理というのでも皆さまが利用に対する約束事をつくって、それを地域の中の決まり事にして管理され、認識もされていたということです。これは農繁期に水を流すという農業用に限定されたものではなく、そういった水利用からは夏でも冬でもいつでも地域に水が流れているということを意味していたと思います。

一つのを工夫して幾つもの使い方をするというのは水だけに限りません。田んぼへ仕事に行く時でも、手ぶらで行かずに庭でちょっと草むしりした草とか、炊事場の料理系のごみも一緒に持って行って田んぼの土に混ぜるといのはあたり前のことだというお話は、滋賀県のいろいろなところで聞きました。

遠くなってしまった水をもう一回近づけるというよりは、私たちの方から水に近づいていくための工夫というのは、こういった暮らしの中にある記憶を一個一個たどっていくことによって、いろいろなヒントを得られるのではないかと思います。地域にある水環境というのは、地域に暮らす人が一番よく知っていると思います。ふだん汚い川だなと言われている川でも、地域の人たちはその川へもう一度新しい命を吹き込んで再生させていく、そういった心とかまなざしを持っていると思います。ですから、私たちはこれからの河川改修に地域の意向を十分取り入れて欲しいという思いと、それと同時に私たち自身ももっと自分たちが暮らす地域の環境、或いは川のこと、水のことを知っていく、そんな勉強もしていかななくてはならないのかなと活動を通じて思いました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。それでは、只今のご意見に対してご質問をお願いいたします。

芦田委員長（委員会）

4人の方から非常に貴重なご意見を頂きました。ありがとうございました。榎本さんからは、猪名川の河川景観、或いは公園的な利用についてのお話がありました。藤田さんからは、長年のカヌーの経験から親水性の問題についてお話し頂きました。松本さんからは草津川土地利用として行政と市民とパートナーシップでやるというお話、それから小坂さんからは水文化についてのお話がありました。特に小坂さんは長年の活動の、非常にたくさん経験を持っておられます。そして、新しい河川整備に向けての提案を頂きました。

これから10分あまりですが、皆さまからご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

小坂さんに質問というか感想を申し上げたいと思います。確かに、水を使い回し、養い水として再利用していた時代というのは、人が水を使い回しをしていたわけですね。しかし、その分、労働がかなりきつかったわけです。労働という言葉は現場で使っていなかったと思いますが、特に女性の仕事がきつかったと思います。ですから、水道が入ることに

よって衛生的になり、楽になり、喜んだ人がかなりいると思います。今は下水道も入っています。そういった状況で、昔の知恵がこれから再生できる、或いはその可能性はあるのでしょうか。もうあんな時代は嫌だ、しんどいというのがかなり強い意見としてあるのではないかと思うのですが、地元で聞き取りをされていてどうでしょうか。

意見発表者（水と文化研究会 小坂育子）

自分自身の経験から言っても、昭和30年代の女性の労働負担は、子育てと家事をしながら農作業までと、かなりきつかったと思います。それで水道が入って、洗濯機ができて、まず喜んだのも女性ではなかったかと思います。

水や川の問題を含めて、いろいろなことを考えるためのキーを握っているのはある意味で女性ではないかと思います。女性もどんどん社会に進出しながらいろいろな人たちとの交流を含めて、そういう問題を考え、いろいろな提言するということが大事だと思っています。

意見発表者（日本カヌー普及協会 藤田清）

先ほどの発言で少し補足させていただきます。

もちろん、砂を取り戻すというのが、まず先決なのです。しかし、これはちょっと極端な例かも知れませんが、寝屋川の鋼の矢板を取ってしまえば、雨が降るたびに水に浸かってしまうようになりますから、寝屋川では鋼の矢板は取れないと思います。そういう場所では、スロープをつくって頂ければ、川で遊べますし、子供たちも川辺に下りてこられるのではないかと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

藤田さんと鳥塚さんにお聞きしたいのですが、先ほど嘉田委員も少し言われたのですが、お話を聞いていて、いろいろな要因でなり立っている自然のもの、暮らしのものを単調化してしまったためから、逆に、これからはいろいろなものに使いたいという点に大きなヒントがあると思います。

お2人に、何故この50年間にこんなにも変わったのか、また、その変わった結果として、その頃の人々の状態と今の状態がどう違うのかを、決してまとめて頂くのではなくて、断片的でもよいですから、お話頂けたらありがたいと思います。子供たちは昔と殆ど変わっていないのですよね。大人が非常に変わったのですね。

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚五十三）

国の政策の中での農業政策と、河川事業に伴う道路工事等の事業が、ここまで環境を悪化させたと言わざるを得ないと思います。また、その修正が後手に回ったと思います。特に琵琶湖の場合、270億tの水質改善という問題が殆ど進まずに今日まで来たことが大きな要因だと言わざるを得ないと思います。

例えば、今から20年前、漁船で漁に出る時に、漁師は水筒も何も持っていかなかったの

です。のどが乾くと琵琶湖の水をそのまま飲んでいました。今は漁船にペットボトルのお茶や水を持っていきます。それくらい変わったというのが、現状です。

これは、機会があるたびに申し上げていますが、建設工事の問題、大気の排気ガスの問題等が琵琶湖の水質悪化における要因の他に、琵琶湖の中で四六時中漁をしている漁師は農業排水に最大の原因があると思っています。

意見発表者（日本カヌー普及協会 藤田清）

2000年続いた稲作文化も最初の300年間は試行錯誤だったと言われています。私たちも試行錯誤をやっても構わないと思います。いろいろやってみて、これは駄目だ、これも駄目だった、では、こうしてみようと、繰り返していかなければいけないと思います。

また、今はシミュレーションで答えを出すことができますから、そういう方法もどんどん駆使していったらよいのではないかと思います。

芦田委員長（委員会）

一般傍聴者の方、ご意見ありませんか。

傍聴者（赤井一昭）

倉田委員が言われた、アユの溯上温度が4 というのがどうもひっかかっているのです。4 と言えば雪解け水でしょう。それはおかしいと思うので、調べて欲しいと思います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

湖面水温が4 まではアユは動かないということです。4 を超えてから動くということです。（注：現在はアユ種苗を水温10 になれば行いますが、以前は6～7 になれば放流していたものです（一般河川の例）。）

意見発表者（南浜漁業協同組合 鳥塚五十三）

昭和40年代頃の姉川の例で話をさせていただきます。

2月に漁をする時、もう川に溯上します。今、倉田委員がおっしゃったことも十分承知の上の話なのですが、朝の水温5、四手網をする船の中に雪がたまります。四手網をそのまま夜張って帰ると、夜に積雪があった場合は、四手網は抜けてしまいます。それで、朝、必ず網を張ります。朝の水温5、10時、11時になって6、7 になってきたら、溯上してきて、四手でとれたというのが、今から30年くらい前です。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

アユを本職にしていたので、申しあげます。琵琶湖については、データをきちんと持っておりませんが、川と海との関係について言うと、殆どの場合で非常にはっきりと決まっています。朝の川の水温が海の水温とほぼ一致した時に、上がりはじめます。従って、川の水温が同じであっても、海の水温が低い時は早く上がるはずで、琵琶湖につ

いては、申し訳ありませんが、データを今のところ持っておりません。

1つ、質問と言いますか、金屋敷さんにお教え頂きたいことがあります。サイレントマジョリティーの意見をどうするかということについてです。これは非常に大事だと思いません。具体的にどうしたらよいか、ご意見がありませんか。

それから、ついでにもしお願いできれば、金屋敷さんが建設省にいらっしゃった時に、サイレントマジョリティーの問題について、どのようなことをおやりになったかも教えて頂ければ、大変幸いです。

意見発表者（金屋敷忠儀）

例えば選挙で選ばれた代表者が、私はその代表者たちの集まりも、ある程度のサイレントマジョリティーの意見を代表していると考えてよいと思います。

しかし、対象が数千万、1000万人を超える淀川水系流域委員会の場合、このような形式で、住民の声を聴いたことになるのか、疑問です。

また、私が建設省時代にどういうことしたのかについては、川那部委員もよくご存じだと思います。

端的に言えば、野洲川改修の時の話です。地元の方は野洲川を改修してくれと運動をされ、建設省はそれを取り上げるということになったわけです。地元の方はあの天井川そのものを下げると考えておられたのですが、我々建設省が発表したのは中州を貫通する計画でした。そこで、大きな思惑違いがありまして、地元の方はすごく反対されました。5つの集落がありましたが、私は順次回って皆さま方に直接お話ししました。大体、1年間説得を続け、皆さま方にわかって頂きました。やはりまず説得をする必要があると思います。

あと、私は先ほど時間がなかったので言わなかったことなのですが、今の河川技術者はもっと自信を持って欲しいと思います。プロはプロとして説明する責任もありますし、知らない人に対して説得する責任もあると思います。

もう1つ言いますが、木曽川に犀川遊水池があります。ここでも遊水池の問題を解決するために、地元の皆さま方に全部集まってもらって、お話ししたのです。最初は今にも殴られんばかりだったのですが、最後には皆さま方のご理解をえることができました。

従って、川那部委員のご質問にありましたサイレントマジョリティーの意見をどう集めるかということに関しては、にわかには申し上げられませんが、やはり議会とかそういうものがあってよいのではないかという気がいたします。

川上委員（委員会・淀川部会）

金屋敷さん、河川技術者はもっと自信を持ってとおっしゃいましたが、時代は少し変わってきていまして、金屋敷さんが現職でいらっしゃった頃は、河川管理者の方で構想を練り、計画をつくって、それを実施していく、そこに住民の意見がなかなか入りにくいという面があったかと思います。

ですから、自信過剰もよくないと思います。今までは優秀なテクノクラートであればよかったと思います。これからはもう1歩か2歩進んで、テクノデモクラートになって欲しい

いと思います。そして、我々と一緒によい川づくりを進めていって欲しいと、私たちは願っております。

意見発表者（金屋敷忠儀）

いささか反論させていただきます。

今のお話は、我々の時代には我々が考えたことを押しつけてやってきたというお考えだろと思いますが、我々は我々の理念、何故自分が河川技術者になったか、自分はどういう責任を国民から付託されているかということ意識して、その上に立って理念を考えています。それを地元の皆さま方に関係するところでお話ししてきたと思います。

ところが今の状況を見てもみると、市民が頼んできたからやる、市民が反対しているからやらないというのが、本当の我々の文明なり文化なりを進めることになるのだろうかと思います。

私が現職だった時代に既に、今言われたテクノデモクラートはあったと思います。今の人がそうでないというのは幾ら非難してやってもよいです。私も一緒になって非難します。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

サイレントマジョリティーの意見をどう取り出すか、地元合意ということなのですが、確かに金屋敷さんたちは大変熱心やられて、現場のことをよくご存じだと思いますが、実は地元というものは多様であると思います。

特に水に関わることは、これまで、地元というのは殆どの男性の、いわば世帯主の意見でしかなかったわけです。これは別に過去を否定しているのではなく、地元同意の段階で、例えば子供たちはどういう意見を持っていたか、女性はどういう意見を持っていたかということは、殆ど合意に含まれてこなかったわけです。ですから、これから地元合意を考える時には、地元といっても多様な人たちがいて、多様なニーズがあるということを認識すべきだと思います。

先ほど塚本委員もおっしゃったように、例えば子供はどういう意見を持つのかということも、今後のテクノデモクラートというところでは大変重要なのではないかと思うわけです。

意見発表者（金屋敷忠儀）

やはり反論しておかなければいけないと思います。

今のお話に関してですが、例を言いましょう。野洲川のケースでは、男性が「わかった、あと、ご婦人に話をしてくれ」というので、次に私はご婦人のところへ行き、ご婦人の皆さま方とお話をしました。その先のお話をしていますと一言で済まなくなりますから、これでやめますが、とにかく、私が後輩に言いたいことは、しっかりやる意思を持ってやって欲しいということなのです。

尾藤委員（委員会）

ちょっと話題を変えさせていただきます。

笠原さんにコメントを頂きたいのです。先ほど小坂さんから、水との生活の関わりの中での生きていく上の知恵についてお話がありました。

先ほど笠原さんがおっしゃいました自然史観による見方からいきますと、そういう人間が続けてきた深い知恵のようなものは、もう自然に任せておけばよいと評価されるのか、遅れたもの、ない方がよいものなのか、それとも、そういう知恵が生きる技術でないと、必ず生き延びていないのだということが教訓として言えるのどうかとことについて、ちょっとコメントが欲しいのです。

意見発表者（笠原茂）

そこまで深く考えたことがないので何とも言えないのですが、今私が考えていることは、やはり人との関わりの中での川と関わってきたということが事実ですので、そういった歴史との関わりの中でどうやってきたかというのを生かせればと思っています。ちょっと答えになっていませんが。

芦田委員長（委員会）

大変興味ある議論が盛り上がっており、もう少し続けたいところですが、スケジュールもありますから、これで終わらせて頂きたいと思います。

意見発表をして頂いた皆さま方、本日はどうもありがとうございました。

庶務（三菱総合研究所 新田）

どうもありがとうございました。

閉会にあたって、2、3お知らせをさせていただきます。

後半の会議は午後1時半から開催させていただきます。引き続きご参加の方をよろしく願います。

また、隣の部屋を昼食会場といたしておりますので、一般参加の方々、どうぞご利用頂ければと思います。レストラン等の案内は受付に置いてありますので、ご覧頂ければと思います。

運営会議の委員の方、これより運営会議を始めますので、ルーム101の方にご移動ください。

最後に受付の方でアンケート回収箱を置いております。緑色のアンケートをそのアンケート箱の方にお入れ頂ければと思います。

それでは、これにて前半の部を終了させていただきます。発表頂きました9名の方、どうもありがとうございました。

[休憩 12:20 ~ 13:30]

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

それでは、これより第9回委員会の会議を始めさせていただきます。配付資料を確認させていただきます。「議事次第」、「発言にあたってのお願い」。そして、後半の部の会議は資料2からになっておまして、資料2-1「琵琶湖部会の中間とりまとめ(案)」、2-2「淀川部会の中間とりまとめ(案)」、2-3「猪名川部会の中間とりまとめ(案)」、これは各部会の中間とりまとめ状況の資料です。資料3が委員会の「中間とりまとめ(案)」です。資料4-1「検討課題についての意見整理資料(案)」、資料4-2「委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)」。資料4-3、同じくA3で、「一般からのご意見とりまとめ表(案)」、資料5「情報共有のための資料(滋賀県からの提供資料)」になっております。資料6、同じく「情報共有のための資料」として、淀川工事事務所からの提供資料がございます。そして参考資料1、前回の「第8回委員会結果概要(暫定版)」、参考資料2「委員および一般からのご意見」、参考資料3「検討スケジュール(案)」です。

委員の方々には幾つかの資料を事前にお送りしておりましたが、本日、全ての資料をお手元にご用意しております。また、資料5の補足として、「マザーレイク21のパンフレット」をお配りしているのですが、部数の関係上、委員のみ配付させて頂いております。一般傍聴の方は、受付に設置しておりますので、そちらからおとり頂きますようお願いいたします。部数に限りがございますので、なくなった場合にはご容赦下さい。

また審議の参考とするために、これまでの現状説明の資料を各委員の各テーブルに置いておりますので、適宜ご覧下さい。

また、本日は一般傍聴の方々にもご発言の時間を設けさせて頂く予定です。なお、委員の方々の審議中は、一般傍聴の発言はご遠慮頂きたいと存じますので、ご協力のほどお願いいたします。発言にあたっては、お配りしました「発言にあたってのお願い」をご一読下さい。なお、委員の方々、河川管理者の方々にもおかれましても、会議終了後、議事録を作成しますので、恐れ入りますが、発言の際には必ずマイクを通してご発言頂きますよう、お願いいたします。ご発言の際には必ずマイクの下の方の緑のボタンを押して頂いて、マイクのところの赤いランプがついたのを確認してから発言して下さい。発言が終わった後に、また緑のボタンを押して赤いランプが消えるのを確認して頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また、携帯電話等お持ちの方は審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂きますよう、ご協力をお願いいたします。本日は終了予定5時半になっておりますので、皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移りたいと思っております。芦田委員長、よろしくお願い致します。

芦田委員長（委員会）

只今から委員会を開催したいと思います。

本日は、中間とりまとめについてご審議頂くことになっております。各部会におきましても鋭意努力して頂いて、中間とりまとめの案が大体まとまっておりますので、それを報告頂いて、その後、委員会としまして、中間とりまとめの案を前回の委員会ですらいろいろご審

議頂いたこと、或いはその後委員の方に書いて頂いた意見を参考に中間とりまとめ素案をつくっておりますので、それをご審議頂くということになっています。

それでは、各部会から報告頂きたいと思います。琵琶湖部会からお願いいたします。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖部会の中間とりまとめのためのワーキングの世話役をしております江頭から報告させていただきます。

1 ページ目に、日程スケジュールを示しております。2 ページに、第 11 回琵琶湖部会の検討結果の概要を示しております。審議の概要を大まかに から まで書いていますが、ざっと目を通して頂ければ結構かと思えます。この時に問題になりましたのは、資料 2 - 1、2 - 2、資料 3、これは琵琶湖部会の時に配付されました資料の番号ですが、特に行政間の壁、例えば琵琶湖ですと、農業の問題が非常に大きな問題になっているわけです。農業と漁業といわゆる国土交通省、その仕事の境界領域といったものが、川づくりをしていく上で、かなり障壁になっているのでその壁をいかに取り除くか、そういう議論が随分行われました。傍聴者からの意見もそういう意見が大半であったということです。

それから、琵琶湖部会の中間とりまとめ案の骨子を 3 ページ目に書いています。まず前文ですが、これは部会委員からいろいろ前文の案を頂きまして、それを現在とりまとめているところです。

4 ページに、前文の要点を幾つか書いています。これまでの河川整備に対する問題、転換すべき視点、などです。河川整備をとりまく社会の現状、それからこれらをどう変えていくか、そういう視点です。

それから、我々は琵琶湖流域を扱うわけですから、琵琶湖流域をどのようなスタンスで考えていけばよいか、それを主として、前文に盛り込みたいということです。

また、3 ページ目に戻って頂きまして、前文を含めまして全体で 章の構成です。 章が琵琶湖および流入河川の特徴、それから河川整備をするにあたっての問題点、ここにはこういったものを盛り込みたいと思っています。

それから、 章では前文の理念を明確に出していくわけですが、その理念をどういった格好で河川整備計画策定の中に取り込んでいくかという、そういうことを 章で示したいということでありませう。

それから、 章は具体的な河川整備の中身になるわけですが、これは流域委員会の章題と少し違います。例えば琵琶湖ですと水位管理の問題が一番大きな問題ですが、課題ごとあるいは対象ごとに章を構成しています。資料を見て頂きますと、たとえば、「2 - 1 琵琶湖の水位管理」、「2 - 2 流入する諸河川についての問題」、それから「2 - 3 ダム貯水池等による水量のコントロール・貯留」、それから、「2 - 4 湖岸・水辺対策」のような章の構成になります。

それから、最終章は実際に計画をどのように進めるかということです。1 番目が長期的な目標を見据えた計画にすることということです。これは具体的には手戻りのないような、そういう計画ですね。それから、2 番目がいわゆる公共投資としてふさわしい計画である

こと、あとは、目を通して頂きたいと存じますが、現在皆さまの意見をまとめているところ
です。細かい内容については、5ページから14ページに示している通りです。以上です。

芦田委員長（委員会）

はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、淀川部会の方からご報告をお願いします。

榎屋委員（委員会・淀川部会）

では、淀川部会の中間とりまとめの状況について、ご説明いたします。

1枚目を見て頂きますと、どの資料も同じようにスケジュールが書いていますが、2月5
日の第12回の部会で、中間とりまとめの進め方と今後の作業の進め方、作業部会が決定さ
れまして、一応作業部会のメンバー4人が決まりました。私、榎屋と、今本委員、川上委
員、それから原田委員、4人でとりまとめの作業部会を構成することになりました。

その後、2月12日と3月1日に作業部会、ここに2月23日と書いていますがこれは間
違いで、ここで私どもは作業をしておりません。3月1日に作業部会を開きまして、3月
14日の第13回の部会で作業部会から検討経過を部会に報告いたしまして、その内容につ
きまして意見交換し、その結果に対する意見を3月25日までに出して欲しいということで、
皆さまの委員をお願いいたしました。

本日、委員会の中間とりまとめを横目に見ながら、あさって月曜日にまた作業部会をし
て修正し、4月5日の14回の部会でできるだけ最終的な議論を行いたいと考えております。

2月12日の第1回の作業部会で作業の進め方について議論いたしました。3ページ、委
員会の中間とりまとめの目次をちょっと見て頂きますと、現状と背景、基本的な視点、或
いは計画策定のあり方、計画推進のあり方等があります。淀川部会の作業といたしまして
は、できるだけ現場の問題点を中心に議論しまして、その背景、理念とか、基本的な考え
方というのは、部会と委員会とがそれほど変わるものではないのではないか、或いは計画
策定、推進のあり方というのも変わらないのではないかということで、4番の淀川流域の
現状と課題、それから河川整備計画策定の方向性の2つを重点的に議論しました。

その中身が4ページ以下で、淀川流域の現状と課題ということで、5ページ目に問題点、
特性とか、6ページ目に問題点、それから7ページに整備計画の治水・利水・利用、環境
に対する考え方、或いは8ページ、9ページが治水、防災の考え方、それから10ページ、
11ページが環境の考え方、12ページ、13ページが利水、或いは利用に対する考え方とい
うような、まとめ方になっております。

最後のページ、整備計画推進の考え方というところに、ひとつ目新しいことを提案しよ
うということで、河川レンジャーといったものを置いて、河川全体を見ながらいろいろと
よい川をつくっていくというような役割の人を設置してはどうかということを提案するこ
とが決まっております。

以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

それでは、猪名川部会の方からご報告をお願いします。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

それでは、猪名川部会の中間とりまとめの状況ということで、資料2-3「猪名川部会の中間とりまとめ(案)」に基づいて簡単にご報告をさせていただきます。

猪名部会では3回ほど作業部会をやらせて頂きました。メンバーは12名の委員がおられるわけですが、毎回6人から8人に参加いただき、熱心にこの中間とりまとめを進めさせてきて頂いたところです。

3ページ目、本委員会の素案にできるだけ沿うような目次をそろえようと思ったのですが、猪名川部会の進捗状況なり或いは特性もありますので、現状は3ページに記載されているような状況の目次素案を描いて説明させていただきます。

こういった中間とりまとめを作成する中で、この次の4ページに猪名川部会として宣言等という、この内容のエッセンスを1枚紙で宣言等というような形でつくってはどうかという意見があり、まだ文章化するまでに至っておりませんが、中間とりまとめの中でこういう形のものを描きたいと考えております。

5ページに猪名川の特性を書いています。ご承知のように、ここでの捉え方としては、猪名川の特徴として「中自然」であるというような言葉を記述させて頂いておりますし、典型的な都市河川であること、にもかかわらず、歴史、文化、産業、人と川との長い歴史、そういった特徴を踏まえ、6ページに少し乱暴かも知れませんが、淀川水系共通の問題点、課題とこの違い等も含めて、猪名川流域独自の問題点、課題を治水面から社会面にわたって特記させて頂いております。それらを踏まえて河川整備にあたっての理念、目標として7ページに記載のように、基本認識として川とのつき合い方の転換ということで、とりわけ自然を制御できないという発想へ回帰すべきということ、それから川は自然の場、生命を育む場であることを再認識する、それから将来を予想しながら優先順位を考慮する、などの視点を出しております。

それから、自然との共生ということで、自然もいろいろな「中自然」と都市的自然、原始林等とがあって、それぞれの質の違いを認め合う形での共生を図る施策なり、考え方はどうあるべきか。それから、いろいろな委員会でも出ておりますが、自然との共生という中で、「受忍」という言葉、自然と上手につき合う、そういう言葉表現等も描こうと思っております。

それから、整備を立てていく上においては目標と将来像が必要ということで、少し抽象的ではありますが、11ページに川が本来持っている、育む力を再生、回復、強化するというような指向をとらえたらどうかという意見も出されています。目標も短期目標、中期目標、ゴールというスパンの長さを意識した方向でやっていこうと考えています。

13ページからは整備の方向性ということで、大きくは総合的な対応、災害への対応と防災意識の向上、その中においても基本的な考え方、前段から受けた形で問題認識、対応の

考え方、それらに対する対応方向を、箇条書きではありますが、少し議論したの中のエッセンスだけを描いております。

それから、留意事項をやはり付記しておく必要があるだろうということで、各項とも書かせて頂いております。

自然環境の保全・復元とそれに連携した河川敷利用、3-4では、水利用のあり方の転換と生活用水の改変、それから3-5で推進の枠組みの変更、この辺り、まだ非常に抽象的でプランニングと言える内容になっておりませんが、こういった視点を出す形の間とりまとめにまとめられないかと、そういうような方向で現在とりまとめ中です。

以上です。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。3部会から中間とりまとめの現状について報告頂きましたが、川づくりの基本的な考え方、整備の視点、方向といった共通の問題が非常に多いのですが、そういう問題については委員会ですら十分提言して、それを受けて、それぞれの部会では各流域の特性と対応策等を中心をお願いするというのが基本ですが、各部会それぞれ独自に作成していただいておりますので、若干理念とか共通の視点、考え方について、ダブってもよいのではないかと思います。しかし、相互に矛盾があってはまずいので、その点については十分調整を図る必要がありますが、各部会の独自性を出して頂いてよいのではないかと思います。

今説明された点につきましては、共通部分もかなりあったわけですが、それぞれの川の特性とか問題点、それから解決の方向性という問題が出されているわけです。ですから、これから相互に委員会として各部会に対する報告について、いろいろ意見を出して頂きたいと思います。委員会としてとりまとめている内容につきましては、前もって送っておりますので見て頂いていると思うのですが、それと比べて矛盾するところがないかどうかとか、或いはその他、ご質問もあろうと思いますが、自由なご討議をお願いしたいと思います。それに基づいて部会の報告を、加えて委員会報告として出したいと思います。十分、委員会としてご審議頂きたいと思う次第です。

これから20分くらい時間をとりまして、自由にご討議頂きたいと思います。また、部会長から補足的な説明を頂いても結構です。

河川管理者の方から何か質問とかありませんか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

河川管理者といたしましては、中間とりまとめがまとまってから、いろいろご議論させて頂こうと思っています。

芦田委員長（委員会）

それはまあそうですが、今の段階でお気づきのことがありましたら、どうぞおっしゃって下さい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川調査官 水野）

すみません。今の段階でご説明できるような、意思統一を図っておりません。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

各部会の中間とりまとめをお聞きして思ったのですが、各部会の中間とりまとめの仕方について、少し迷いがあるのです。

これから後、委員会全体の中間とりまとめの議論をして頂くので、これを受けてもう一遍修正することになると思います。ただ、どの部会も各部会の特性のある部分についての意見を中心にとりまとめをしようとしています。全般的に通ずる部分は、委員会の方の基本的なところに譲ろうということが基本になっていると思います。

それにいたしましても各部会での基本的な転換についての理念、また考え方、基本的な施策をどう考えるかということが各部会の内容に大きく影響しています。ちょっとずつ、ニュアンスが違う部分があると思います。ですから、できればこれから議論して頂く、資料3「委員会の中間とりまとめ(案)」で言えば、現状とその背景、これは前の案を修正されたものが出てきていると思いますが、それから変革の理念とか、この辺の議論をして頂いた方が、各部会の意見も出やすいのではないかと思います。

ですから、淀川部会も基本的な部分は委員会に譲ってと書いています。しかし個別の部分のところでは、そういう基本的な考え方というものをどう転換するかということが淀川の部分について反映させようということを書いていますが、なかなかはっきり書きにくい部分が出てきていると思います。ですから、できれば委員会の中間とりまとめ案の、特に基本的な部分の方の議論をしてもらった方が、各部会は意見を出しやすいのではないかなという気がしております。

芦田委員長（委員会）

他にご意見ありませんか。

私が思うのは、琵琶湖部会につきましては、江頭委員もおっしゃったように、特に特徴として、琵琶湖の水位管理というのが非常に大きなウエイトを持っていると思います。今まで利水、治水の観点から策定されている水位管理ですが、それについて環境の面から見直すべきであるという提言なのですが、それについての考え方として、どのような考え方を出すかというのが非常に重要ではないかと思っております。

この中を読みますと、琵琶湖総合開発の前の時点を出発点とすると、ちょっと今、正確に覚えていませんが、それは環境の面からのことなんでしょうか。その辺り、部会でどういう審議をされているのでしょうか。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

今、委員長が言われたことは、中間とりまとめ状況の中ではまだ盛り込めていないのですが、前に配られた資料の中で多分そういう表現があったかと思えます。いわゆる生態シ

ステムとか水環境の目標が、琵琶総の前の段階が1つの目標ではなかろうかと議論されているところでありまして、そういう方向で集約するということです。

芦田委員長（委員会）

琵琶湖水位の管理というのは、環境の面で非常に重要な問題ですね。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

はい。水位管理につきましては、現在の水位管理が悪いということではなくて、例えば生態系にとって最も好ましい水位管理はどうであるか、もしもそういうルールに基づいて水位管理をやった場合に、どのようなことが起こるのかということが問題になります。しかし、我々はそういう情報を我々は持ってないわけです。ですから、これも提案の1つとして、代替案として入れさせて頂きたいと思います。それで、例えば利水面とか治水面でとんでもない結果になるということがわかれば、当然そういう水位管理はすべきでないということになりましょうし、また幾つかの代替案をつくって、それに基づいてどのようなことが起こるかということを検討していただきたいと思います。

芦田委員長（委員会）

わかりました。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

猪名川部会で2ページ目のところに書かせて頂いているのですが、言葉はそれぞれとらえ方が違うということで、これはまだいろいろな形で議論を続けざるを得ないということももちろんあるのですが、整備の方向性について、我々はレベルの設定をどの辺りに持っていったらよいのか、或いは環境の定量的評価、こういった形のものが目標なり、そういうのを描く時にどういう描き方なり、捉え方があるのか、その辺りが他の部会の横並びを見て考えたいと思っています。一定の頻度、時々とか、そういう言葉で表現しています。

それから「受忍」、或いは「共生」という言葉にしても、結構重々しい答えなり、そういう形のものも言外にあるのかなということで、その辺り、恐る恐る書き加えられているようなこともありまして、部会の横並びなり、委員会での中間とりまとめのフィードバックがもしあるとすれば、さらに作業部会でも議論をしていかなければいけないのかなとは思っております。

芦田委員長（委員会）

具体的な河川整備計画のプロジェクトに何を盛るかということになりますと、部会で具体的に審議するという面が出てくるのではないかと思います。そういう場合に、ある程度目標を設定しておく必要があります。抽象的な、非常に好ましい環境をつくるとかいろいろ書いてありますが、それはもちろん大事なのですが、さらに進んで、どの時点で、大体どれくらいの環境を復元するか、水害頻度につきましても、どれくらいの頻度を目標とす

るといようなことが、ある程度この中間答申で盛れたらよいなとは思っているのですけど。委員会としてそれをまとめるのか、或いは部会としてまとめるのか、そういう点に何も触れていないと、何か具体性がないのではないかという気がするので、今、一部おっしゃったことは大事なことだと思います。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

環境については、目標がはっきりしてないわけです。例えば、堤防の高さとか河川の粗度というのは、こうやればこういう予測ができて、こういう対策ができるというように目標がしっかりしているわけです。ところが、環境は、どこに目標を置いて議論すればよいの、そこさえもはっきりしないものがあるわけです。ですから、琵琶湖部会ではいつも、川那部部会長がおっしゃるのですが、「何年頃の環境がよいのではないか」という、そこへ向かって努力すべき方策を考えるという言い方になってしまいます。そうしますと、例えば、琵琶湖は琵琶湖、淀川は淀川、猪名川は猪名川というように目標とすべき状態がちょっと違ってきます。

米山委員（委員会・猪名川部会）

環境の問題もそうですが、私どもの猪名川部会の場合はもっと深刻な治水の問題に絡んでいます。

午前中、榎本利明さんが、尼崎のきれいな緑、園芸の絵を見せて下さいました。きれいに整備された緑の猪名川の、古い流域の景観が写っていました。非常に伸びやかな、ゆったりしたよい自然が、ほっとさせてくれます。あのスライドの中で、最初の方で映されました浸水地域、これだけ被害を受けますよという地域の地図が写ってありました。浸水地域を示すことが非常に大きな問題でして、「何年に1回こういうのが起こりますよ、お覚悟を」と言わなくてははいけないわけです。

ですから、それはもう絶対に、「お覚悟を」というのは嫌だということになったら何とかしなくてははいけません。要するに、集中豪雨があって、それも局部的に起こりますから、どこで浸水が発生するかもわかりません。しかし、集中豪雨が発生すると、少なくとも尼崎から伊丹にかけてのゼロメートル地帯のところは浸水する恐れがあるわけです。それをどこまで住民の人たちに了解して頂くか、それを、「受忍」という言葉は寺田部会長が言い出されたことですが、そういう言葉で受け入れるかと、どこまで認めるのかという話は、ある意味で生活している住民の方の痛みということで、それを前提にしないといけない部分がどうしてもあるのです。それをどう考えるかという問題があります。

そこで、池淵委員がおっしゃったように、どのレベル、どういう状況の時には何年に1回起こるとか、いろいろな考え方があって、それを徹底的に、堤防は頑丈にして破堤しないようにするといっても、100%は不可能かもしれませんが、そういうことを前提にしても、それでも、浸水が起こり得るということを前提にしなければいけないという宿命なのですね。これは金屋敷さんがおっしゃっていた通りなので、これはもう逃げられない宿命だと思うのです。そこをどう考えていくかということです。

芦田委員長（委員会）

そうしたら、整備の目標というのは、ただ1つの案で押していくのではなくて、いろいろな代替案で、こうすればこういうことが起こると、こうすればこういうことを辛抱しなければいけないという条件つきというか、そういう提示になるかもわかりませんね。

米山委員（委員会・猪名川部会）

はい、複数の目標設定というか複数の可能性というか、起こり得る条件を列記するというのも1つの考え方かもしれません。しかし、望むらくは、それをあまり列記ばかりしていてはしょうがないです。その中で、ベストのというのが、よりよい方向性を選択するという事だと思えます。

芦田委員長（委員会）

それは前から言っているのですが、一応いろいろな案が考えられると思えます。その中で、河川整備計画としてはこれがよいという選択肢をまず出して、しかしながら、代替案を載せておくという形の方が、どれを選びますかというよりは、よいのではないかという立場で、中間答申を書いたわけではないかなと思えます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

確かに、各部会のとりまとめを拝見しても、おっしゃるように、どちらかというともまだ抽象的で具体性には欠けると思えます。例えば、これまで問題にしていますダム計画は、もう本当に見直していくということまで踏み込んだ方が、私は、ある意味では、よいと思っています。しかし、これまでの議論、とりまとめに残された時間を考えますと、ここまですべてが限界だという感じがするのです。その辺を、今後どれだけの時間をかけて作り上げていくかが問題です。今おっしゃる、委員長の求めておられるところまでいくのには、まだもう少し時間がかかるように思えます。

芦田委員長（委員会）

はい、わかりました。それはそう思っています。その間に、いろいろな意見を聞きながら固めていくということになりますので、そのうちに河川整備計画の原案も出てきますと、また議論しやすいと思えます。しかし、この段階での河川整備計画の原案は作りにくいのではないかという気もします。それで、あえて言っているわけです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

その部分では多くのものは出せないと思えますが、4月26日までにはもう少し時間がありますので、その間に、少なくとも盛り込めるものはできるだけ盛り込んでいくという方向で、各部会の方で議論を詰めていくということにしてはどうかと思えます。

芦田委員長（委員会）

それをお願いしたいと思います。それで、共通の内容は、できるだけ委員会の方に回して頂いて、各部会の特徴的なものを中心に議論して頂き、できるだけ具体的に詰めるというようにして頂いた方がありがたいと思います。非常に熱心に部会で議論して頂いているということを知っておりまして、これ以上注文するのもちよっと気が引けるのですが、是非、ひとつそういうようお願いしたいなと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

2点ほどあります。

各部会の中間とりまとめを見せて頂くと、ある意味でそれぞれの部会の特色が出ておまして、例えば琵琶湖は、どちらかという環境管理型となっています。それに対して猪名川部会が文化育成型でしょうか。淀川部会がバランス型というような勝手に名づけをしました。ご苦労頂いた皆さまには申し訳ないですが、ある意味で、それぞれの部会なり川が持っていないものが出ていたりして、もしかしたら、各部会についてはここに書いていないことが大事かも知れないと思いました。そんなことを思いながら、部会の中間とりまとめの扱いをどうするのかということが1つ気になっております。これは問題提起です。

それから2点目、具体的にどこまで踏み込むかですが、私は今の寺川委員のお話とは少し別の意見で、つまり、これだけ部会をやって、これだけの社会的予算をかけているわけですよ。大変なエネルギーですね。関わっている人のエネルギーを金銭に換算したら、多分何十億円か、お金にならない分もあります。その時に、抽象以上は言えないと言って済むのかどうかです。何らかの形で、この部会でこれをやったから、日本の河川行政においてこういうエポックメイキングな具体案を出したのだというくらいのところまでいかなくては、社会が納得しないのではないのかということを感じております。

その中で今一番注目しているのは、やはり、淀川部会の河川流域センターなり河川レンジャーです。これはかなりこの部会に求められていたことではないかなということです。例えば、琵琶湖部会ですと、(流域管理)委員会をつくるというところでそれ以上踏み込んでないのですが、その辺りのところを、これは具体の提案ですが、せめて河川流域センターくらいのところまでは共通で提案できるとよいというのが提案です。

芦田委員長（委員会）

非常に貴重な意見をありがとうございました。確かに、それぞれ3つの部会を見まして、メンバーの特性を反映してか、非常に特徴的なものになっている、おもしろいなと思っています。従って、それを大事にしなければいけないと思っています。無理やり1つにまとめるより、共通している部分があってもよいですが、各部会でまとめてもらった方がよいのではないかという気がしているわけです。嘉田委員がおっしゃる通り、これで、メンバーが変わればまた違った答申が出てくるのだなというような気もしまして、ちょっと気になるところではあります。

それから、具体的な案をできるだけ書きたいというのは、私も全くその通りなのですが、

時間もありませんし、これからできる範囲のことをお願いしたいと言うより仕方がない状況です。

先ほどの、淀川で提案されている河川レンジャーをもう少し説明して頂けますか。

川上委員（委員会・淀川部会）

これまでの議論の中で、水防団の議論がありました。水防団の方々の高齢化、参加の難しさというか、社会の変化に伴う水防団の弱体化とってよいでしょうか。それを中心に考えたわけですが、それだけではなくて、水質や生態系、或いは安全、その辺も含めての、ある意味での環境監視の役割もあります。それから、これからの子供たちにもっと川に親しんでもらう、川で学んでもらいたい、いろいろな体験をしてもらいたい、そういう役割があります。それから、川に関わる様々な分野のNPOに対する、ある意味での支援、或いは自活の方策としての役割が考えられます。その辺を総合的に含めた流域センターを設け、そこに河川レンジャーを置いて、今申し上げたような多様な役割を担って頂くということを考えています。

そのためには、ある程度の権限の付与が必要だと思います。権限の付与とともに、報酬も必要だと思います。一方、その人たちの安全を確保するための保険制度的なものも必要かなと思います。

そういうことが、この流域センター、或いは流域(管理)委員会を中心に創設できれば、この淀川流域の流域社会というのが、単に河川という分野だけではなく、流域社会とより交流が深まり、そして流域社会の人たちも責任を持ってといいますが、自立心を持って川と向き合ってもらえるのではないかとこの総合的な観点から、この河川レンジャーというのを提案したわけです。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

ちょっと今の部分で補充しておきたいと思います。淀川の方でも盛り込む内容に入れているのですが、これは各部会ともに共通すると思います。

レンジャーというのは既に、例えば国立公園では以前からやっておられる制度で、広く環境分野では、以前から行政レベルでやってこられました。しかし、今の時点でのレンジャーというのは、川上委員も今おっしゃったのですが、要は民がそういうものを担うということです。どのような民にそれを担わすか、どのような権限を持たすかとかということが実は課題になっているわけです。これも、もう実践されている例が随分たくさんあります。

従って、今回中間とりまとめにも、各部会でやはり統一した見解を持って提案をすべき部分だと思います。広い意味で、住民参加の1つの形態なのですが、それをもっと飛び越えた部分で、NGOなりNPO、民間にどういう役割、どういう権限を持たせるかが非常に大きな課題で、どういうシステムによってやるかということが大事な部分だと思います。ですから、できれば他の部会もこの部分は具体的な検討をして頂き、それを流域委員会全体に通ずるものとして提出すれば、具体的な提言になるのではとっております。

鷺谷委員（委員会）

中間とりまとめの案について聞かせて頂き、皆さまが望んでらっしゃる大まかな方向性がだんだん明らかになってきています。しかし、それらをどのくらい実現できるか、もしかすると矛盾するかも知れない方向性をどのようにしてまとめていくかということと考えますと、次の段階ではどうしても技術的、科学的な問題に翻訳していかなければいけないのではないかと思います。

例えば、最適な水位管理がここでも問題になっていますが、どういうモデルを使って予測していくか、モデルというのは数学的なものには限りませんが、とても重要になると思います。ツールとしてどのようなモデルをつくっていくのか、そのためにはどのようなデータが必要なのかということを考えていかなければいけないと思います。

それにあたって、今出されている方向から考えていくために、例えば、恐らく各テーマにおいて、起こってはいけないことを挙げておくということも考えられます。治水等ですと、ある程度ははっきりしているのではないかと思います。利水もはっきりしていますか。水質というのは基準値がありますから、基準を超えるようなことは起こってはいけないということになるでしょうし、洪水も、ある規模の洪水は起こってはいけないことなのですが、環境に関してもそのような基準を考えないと指針が出せないと思いますね。生き物関係でしたら、絶滅させてはいけない生き物が何か、絶滅させないための条件を考えると、川の生態系全体にとって、どうしてもなくてはならないプロセスとして、ある変動性は確保するということでしたら、そういうことも入れられるのかもしれませんが、そこを決める必要があると思います。大きな方向性の次に、それをかみ砕いたような形で、起こってはいけないこと、或いは望ましいことでもよいですが、何らかの形で、技術的な問題に翻訳できるようなことをもう少し明確にする必要があるのではないかと考えています。

芦田委員長（委員会）

そういう点、琵琶湖部会、淀川部会でも検討して頂いていると思います。琵琶湖部会では、先ほど江頭委員がおっしゃいましたように、例えば、ゲート操作を行わなかったとしたらどういうことが起こるかということで、環境面において何が起こるかということを探るとか、いろいろな操作を前提にシミュレーションを出すというご指摘です。それが生き物にどのようなインパクトを与えるかということを検討しなければいけないということを感じています。それから淀川部会でも、絶滅危惧種とかいろいろな種の生息状況が、こういうものを確保しないと生きられないというようなものを出されると感じています。

そういう点、今ご指摘の点は非常に大事ですので、そこまで踏み込んだ提言というか中間答申をお願いしたいと思っております。

吉田委員（委員会）

私は猪名川部会の方にお邪魔させて頂いているのですが、他の部会にも通じる大事な点があると思いますので、中間とりまとめのでも、全部会でご検討頂きたいなと思うことが

あります。1つは、治水、利水、環境という3つの柱がどれも大事であるというのは、それはどの部会でも一致していることだと思います。猪名川部会の方では、治水は国民の生命財産を守る、利水は国民の暮らしを守る、環境は人類社会の存続を守るということで、全てが人間に返ってくるものなのだという理解です。どれとどれが対立しているというのではなくて、全てが人間社会を守ることに繋がっていると、これは非常に大事な考え方だと思います。

ただ、それを1つの川の中ですべてやっていくには、矛盾したことが起こります。こちらをとればこちらが立たないということが起きてきます。「受忍」という言葉を一応中間とりまとめの中を出してきているのは猪名川部会だと思いますが、要するに、一方的に耐え忍ぶというのではなくて、様々な工夫で自然からの影響をしなやかに受け止めるということです。この辺りを、この中間とりまとめでも流域委員会全体の基本的な考え方として入れていかないと、この3つの柱を全部両立させていくのは非常に難しいだろうと思います。非常に大事なキーワードだと思っています。

それからもう1つ、この河川整備計画としては、20年30年くらい先を見越しているのですが、50年、或いは100年から200年先という、中期目標、それから長期目標も見据えた上で、その中での30年を考えていこうという、段階的な対応が大事な点としてあります。これも全部会で考えて頂けたらと思います。

最後に、複数の選択肢を想定することです。これは琵琶湖部会の方でも書いておりました。これは非常に大事なことで、今中間とりまとめをやっておりますが、最終的な河川整備計画になる段階では、午前中の意見聴取の会でも金屋敷さんからお話がありましたが、少数の意見では、全体のマジョリティーを形成しているかどうか分からないというご意見があったと思います。これを本当に具体的に複数の案にしてみても、そして流域の住民がどう考えるかということをお願いするというプロセスも、中間とりまとめの後で必要になってくると思います。

例えば、あるダムをつくった場合、つくらない場合があります。それから、狭窄部を残した場合、取り払った場合、或いは、いざという時は、農業用水も飲料水のようにいざという時は回した場合、回せない場合、無数に選択肢ができてしまいますので、無数の選択肢をつくるのではなくて、ある幾つかのシナリオにまとめてみて、そのシナリオが20年後の私たちの生活として「受忍」できるかどうかです。そういったものを皆さまに考えて頂くというような手法は、今オランダで発達したシナリオワークショップという方法もあるのですが、それは是非やってみたらおもしろいと思います。それだけではなくて、何らかの方法で複数の選択肢を流域住民に問うということも次のプロセスとして必要だということも、中間とりまとめに入れられるとよいと思っています。

川上委員（委員会・淀川部会）

言葉の問題でまことに恐縮なのですが、重要な問題だと思いますのであえてお伺いいたします。洪水という概念のとらえ方なのですが、単なる増水、水が増えることとらえるのか、或いは水害ととらえるのか、その中間概念もあり得るかと思います。これは各部会で

というか、ここで統一をしておかないと、受け取る側に混乱が生ずるおそれがあると思います。

猪名川部会の中間とりまとめを題材にしてまことに恐縮ですが、6 ページの治水面の真ん中のところに、「洪水時に水をスムーズに流すための河道形状」とありますが、この洪水は多分増水のことであろうと思います。それから、9 ページの中ほどにあります自然からの影響のところ、「自然を制御できない以上、洪水等による人命や家屋の流出等」とあるのは水害であろうかと思えます。それから、7 ページの中ほどから少し上のところに洪水という言葉が3カ所出てきます。これは増水ともとれますし、水害ともとれます。この辺の定義をちょっとはっきりしておいた方がよいと思います。

芦田委員長（委員会）

今本委員、どうですか。洪水の先生。

今本委員（委員会・淀川部会）

言葉というのは、それぞれに、これまでに既に使われてきていますので、この委員会で洪水とはこうであるなどと勝手に決めることはできません。新しい言葉をつくるのがよいのか、それも難しいのですが、少なくとも言えるのは、洪水というのはふだんよりも多い流れです。ただ、治水面で使う場合には被害を対象にしたことは確かです。

芦田委員長（委員会）

洪水氾濫といいますね、よく。

あまり厳密にここで定義するのは難しいということですか。

今本委員（委員会・淀川部会）

はい。この会議で定義するのは、私はちょっと賛成できないのです。ただ、誤解を生まないために、何かきちんと規定しておいて、例えば、中間報告の中で矛盾しないような使い方をするというのはよいと思いますが、例えば洪水はこれを指すという定義の仕方はちょっと、私はあまりしないですね。言語学者の先生に怒られそうです。

芦田委員長（委員会）

洪水というのは出水というような意味で使っているのですか。

今本委員（委員会・淀川部会）

そうですね、はい。

芦田委員長（委員会）

ですから洪水による被害とか氾濫の場合には、洪水氾濫とか洪水の被害とか、そういうように使っているはずですよ。

今本委員（委員会・淀川部会）

ただ、河道の中を水が流れていて、それが氾濫しないまでも、ふだんあまり経験しないような多い水ですと洪水だという言い方はしますので、これは洪水ではないというのはちょっと難しいと思います。

芦田委員長（委員会）

それでは、部会の報告を頂いたのですが、委員会としての中間とりまとめを聞いた上で部会をもう少し議論した方がよいというお話もありましたし、中間とりまとめにも入りたいと思いますが、ちょっと時間がたっておりますので、休憩したいと思いますが、何かありますか。

鷲谷委員（委員会）

時々、多様な生物という言葉が出てくるのですが、それはできれば、川にふさわしいとか、地域にふさわしいとかという言葉を入れた方がよいと思います。生物多様性、保全という言葉でしたら、それはもう既に、その場所にふさわしい、固有な生き物を保全するという意味ですので、そのまま生物多様性の保全と使って頂いてよいのですが、多様なというのは、そこに本来いてはいけないような生物も種類が多ければよいという意味になってしまいます。今、外来種の問題というのが、とても環境の問題では大きくなっているものですから、その辺りまでご配慮を頂けたらと思います。

芦田委員長（委員会）

また後ほど、訂正についてはちょっとお願いしたいことがありますので、その時にやりたいと思います。

それでは、今から休憩に入ります。55分に審議を再開いたします。一般の方は、後ろの方にお水を用意しておりますので、どうぞお飲み下さい。

〔休憩〕

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

そろそろ審議を再開したいと思いますので、皆さまお席の方にお戻り下さい。

休憩時間中に委員の方のお席には、川上委員からの情報提供資料ということで、「自然再生事業の考え方 多自然型川づくりから自然再生へ」という「河川局の動き」というニュースを配っておりますので、どうぞご覧下さい。

芦田委員長（委員会）

委員会を再開したいと思います。

委員会の中間とりまとめですが、前回の委員会でいろいろご意見が出まして、とにかく

現在どうということが起こっているのかという現状認識をはっきりいろいろな立場から書く必要があるのではないかとご意見がありました。そうしないと、「今何故、河川整備計画か」ということがわかりにくいです。それから、河川整備計画をどういう方向で変革していくかという基本的な考え方を書く必要があるというご意見もあり、それを受けまして検討しました。

その他今まで賜っていただいたいろいろなご意見を各項目について少し肉づけしまして、今日お手元に配っております「中間とりまとめ(案)」というのを作りました。これについて、庶務の方から簡単に前回に比べてどういうところが変わったかということを中心に説明頂き、皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、資料3「中間とりまとめ(案)」ということでお配りしております。こちらの方から簡単に前回との違いという点でご説明をさせて頂きたいと思います。

[省略：資料3「中間とりまとめ(案)」説明]

芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。何かご意見がありますか。

寺田委員長代理(委員会・淀川部会)

2点申し上げたいと思います。

具体的な意見を言う前に、前回、現状認識に関する記述が足りないという意見を私の方から申し上げましたが、今回新たに作られたものを拝見し、流域委員会としての現状の認識が前面にはっきり出て、よくなったと私は思います。

それで、まず1つは、12ページの利水というところの(1)、3つ目に「水の需要を管理...」という項目が出てきますが、実はこれは私が意見を文書で出した部分の中に入れてあります。この水需要管理というのは、実はここに書くことではないのです。基本的な柱となる部分に書かないと意味がないと思います。

午前中の意見聴取の会でも、嘉田委員が言われたと思いますが、現在も、利水に関しては基本的にはフルプランをつくって、そのとおりに管理をやっており、全く変わってないのです。ここを変えなくてははいけません。かなり前から言われていることですが、それを変わるものがまさにこの水需要管理なのです。ですから、単に数行で終わるような扱いにはせず、根本的な施策の柱として入れてもらわないといけません。もっと内容的にたくさんの中を含んでおります。これに関する論文もたくさんあります。ですから、できれば次回までに私の方からこの論文を提供したいと思います。

この水需要管理の重要性ということをもっと大きなところで書く必要があると思います。これは単なる節水の問題ではないのです。どのように水の需要を管理していくかということです。とにかく今まで非常に過大な、右肩上がりの需要予測を基本にして、水をどこの

河川からどれだけ確保するかということで、やってこれらました。このスタイルを変えないといけないという意識を皆さま持っておられると思います。これは根本的理念の転換なのです。それが1つです。

もう1つは、7ページから8ページにかけて、7ページの一番下の行と8ページの一番上の行に整備計画の基本的視点の中身として、「法制度、社会的な仕組み等の整備」、「河川に対する意識（危機意識、畏怖の念等）の醸成を図る」ということが書いてあります。

それから、10ページの整備計画の方向性、4-1 治水・防災（1）洪水 の一番下なのですが、ここは前の中間とりまとめ（案）からかなり変わっている部分です。変わっているのですが、不十分なところがあります。それは、先ほど米山部会長、吉田委員からも意見が出ました「受忍」という言葉です。これも実は、本当にこういう表現を出すかどうか大事な部分だと思います。つまり、前の時は、整備計画の方向性の、洪水の部分の基本的な考え方のところ、「一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ…」という表現だったわけですね。同時にその頻度の減少と被害の軽減を図ると書いてあったわけです。私はそこに対して、社会的に一定のリスク受忍ということを具体的に打ち出していかなければいけないということを申し上げました。それが今回の修正では、この「受忍」という表現は一切出てきていません。その前は「受忍」という言葉を使わず、「社会的許容」という表現が出ていたのです。ここの部分は、実は非常に大事な部分で、十分議論した方がよいと思います。この「受忍」という言葉がよいかどうかわかりませんが、一定のリスクに対するリスクの分配だと思います。皆さまがそれぞれの立場において、リスクをやはり分配し合うのだということです。その中には、一般の市民ももちろん一定の立場にあるのだということやはり言わざるを得ないのではないかと私は思っているわけです。

そういう点で、「受忍」という表現が、今回の場合は単なる社会的制度の検討という言葉で、ごまかしてしまっているわけです。これではいけないです。言うのであれば、きっちりと言わないといけません。そこまで踏み込んで、この委員会は言うかどうかということは、実は皆さまで意思統一をしなくてはならないのではないかと考えています。

ですから、7ページから8ページの部分も、「法制度、社会的仕組み等の整備を行う」と書いてありますが、実は、非常に大きな問題なのです。法理論の面から、ここをどのように位置付けするかによって、例えば、水害訴訟の中で、国土交通省、河川管理者の方が負う義務範囲というもののレベルが変わってきます。ですから、こういうものは将来的に大きく影響してくる部分なので、まずそういう意見を言うかどうかを議論した上で意見を述べてもらいたいと、その2つです。

谷田委員（委員会・淀川部会）

水需要管理のところですが、私も大事な問題だと思います。そこをもう一步具体的に、農業用の利水権の調整や、工業用利水権の調整など、そこまで踏み込んで書くかどうかというのも議論しておく必要があります。そういうことも具体的に挙げないと、これだけではちょっとわかりません。

もう1点は、先ほどの「受忍」のことです。受忍と書くと、受忍できない部分は何かと

いうことを逆に書き込まなくてははいけません。1 つは人命損傷の問題だと思えます。それから、家屋等の資産の消失は可能な限り少なくする、これは受忍の範囲に入ると思えます。その中間のところ、実はライフラインの確保といった問題が入ってくるのではないかと思います。それは、やはり受忍できなくて、緊急に回復される、或いは被害を最小限にごくごく少なくするべき部分が、やはりライフラインだと思えます。それは具体的に病院施設であるとか上下水道、電気まではかかると思いますが、ライフラインのことはやはり要るのではないかと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほども、前回の猪名川部会の際にも気になったのですが、「社会全体で受忍する方向」とあるのですが、社会全体としては受忍できるだろうけど、洪水の特徴として、浸かるところは限られているわけです。ここでも今、リスク分配が分散かと言われましたが、皆さままで分かち合うのはよいのですが、被害を受ける時は限られているので、それが洪水の特徴なわけです。地震と違うところだと思えます。そういう意味では、この社会制度の検討は、確かに言いつ放しになる可能性が高いのですが、こういう表現がやむを得なくなる理由ではないかなという気がします。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

寺田部会長がおっしゃっていたことは、大変大事だと思えます。私は、情報のことをきちんと書かなければいけないのではないかなという考え方です。

4-1の(1)「設備対策について」というのは、堤防の強化とスーパー堤防についてのみしか書いていません。これでは、従来の国土交通省側の考え方と殆ど違いのないものになる気がします。つまり、寺田部会長がおっしゃったように、「洪水防御の基本的対応」のこともはっきり書かないといけないと思えますが、それがこの状態であるとしてもこの下では、これはどうしようもない、ここの委員会としては、そこについては殆ど変えなくてもよいと言ったのに等しくなります。

洪水が起こりうる地域に自分たちが住んでいるということを住民が知っているうえで、そこに人が住んでいる時は、その人にそれなりの情報提供をしなければならないはずで、また、そのことに対して、国なり行政の人たちが、保険としてどのように補うかということを考えなければいけないと思えます。ですから、水山委員のおっしゃったことに関連して言えば、確かに洪水が起こるわけですが、それに対して受忍できるような状態を、どのようにつくっていくかを、考えなければいけないと思えます。

例えば、大昔、木曾三川の下の方で起こっている洪水で、最も悲惨であったのは、伝染病と田んぼの長期間の水の浸かりであったと歴史的な文書の上から教えてもらったとします。それが本当なら、高いところに逃げられるというような条件です。もちろん存在してないといけませんし、以前は船がなかったから大変なことが起こったことは知っていますが、そういう状況においては、現在の伝染病に対する対策は、江戸時代に比べて進んでいるということは明白ですし、また、1年間の米が駄目になった時にどういう補償が可能である

かということについても、昔よりはやりやすい状態になっていることは確かであると思います。現行の法制度がいいとは思ってはいませんが。

そういうことまで考えた上で、例えば、「設備対策について」というところにも、上に書かれている、或いは受忍という言葉がありました。そういうもの考えた時には、例えばこういう対策をすべきであるということが書かれなければいけないと思いますし、私はすぐ妥協するのですが、少なくともそういう項目が選択肢の1つとして書かれなければいけないと思いました。

今本委員（委員会・淀川部会）

今の問題は、本当に私もこれまで何度か寺田部会長からそういうご意見を聴かせてもらいまして、例えば受忍という言葉でも、ちょっと今まで私の考えから抜けていたことなので。それでこれは確かに本格的に議論しなければならない重要なことだと思って、今考えているところです。意見はちょっと後回しにさせて下さい。

芦田委員長（委員会）

どういう表現をするかは、難しい面もありますね。確かに、水山委員がおっしゃったように、被害を受ける人というのは、限られた人たちが多いわけです。ですから社会全体の問題というより、その地域の問題であって、被害を受ける人にとっては、また違った意見があると思われま。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

実はこれは、この先ほどの流域センターの話とも構造的につながっていると思いますが、いろいろな損害があった時に、裁判するかどうかというのは、当事者が納得していないわけですから。そうすると、当事者が納得できる、或いは、それをいわば自己管理できるというようなところが根本的に必要なのだと思うわけです。

そうすると、この河川整備計画の中にまず洪水制御のところでは都市計画との整合性であるとか、行政レベルの整合性とあわせて、どれだけ地域社会が主体的に責任が持てるかという、その辺りも具体的に書き込むことが必要ではないでしょうか。それが、先ほど言ったいわば流域センターなのです。

行政でいろいろな法律をつくる、或いはいろいろな事業をしても、現場は大変距離があるわけです。その距離をつなぐということがこの河川整備計画、つまり対話型の社会づくりへ求められていることですので、できるなら洪水制御のところでも法的に整備しながら、「したたかな町づくり」とありますが、これをもう少し都市計画との整合性を持たせるとか、或いは土地利用計画と必ず情報の交換をすとかというような形で、制度的に縛りを入れながら一方で地域の人たちがどこまで受忍を内在化するかということが必要だと思います。つまり自己納得するかというようなところが流域ごとの、流域センターのようなところで権限を持ってもらって、そこで情報もいわば広報し、大事なものは、単に展示とかパンフレットを配るだけではなくてそこに人がいるということです。川は楽しいけど、一方

では洪水という危機もあり、危険なのだということを、いわばここに地域環境マネジャーとか河川レンジャーが一種のインタープリターになって地域社会と行政をつないでいく、その辺りの法的整備と具体的に人の意識や地域社会が変わっていくということを底流の中にシステムとしてつくるのが大事ではないでしょうか。というのが、具体的な提案です。

私は今、実は江戸時代の自治組織を頭に浮かべております。江戸時代の自治組織は裁判せずに自分たちで納得し、但し、治水に関しても、かなりの準備をしたわけです。もちろん今の社会状況は全然違うので、それを制度化しないといけないのですが、どうやって地域の人たちに、具体的に、水害とか川の表裏を含めた形でつないでいくような構造をこの計画の中につくる必要があると思います。

芦田委員長（委員会）

受忍という言葉で簡単に片づけてしまうには問題があると思います。やはりその地域社会が納得するような格好で、情報ももちろん必要ですし、いろいろ検討してこれはやむを得ないと、これがよいのだというような格好で了承するというか、そういうことまでやらないと難しいという面もあります。

吉田委員（委員会）

受忍の話にちょっとつけ加えますと、単に受忍という言葉だけひとり歩きしているわけではなくて、猪名川の方で議論した時に、その場所によって狭窄部のすぐ上流というのは、やはり浸かりやすいところがあり、そこを完全に100%安全にしてしまうために取り払ってしまうが、今度は一番下流の方は、洪水が起きた時はもっと危険な状態になってしまうわけです。ですから、そういうバランスを考えて、その時は河川管理者の方からもこういう状態の雨が降ったら、こういう浸水が起こり得ますよというマップを出して頂いて、それでその情報を与えられた上での順位ということ、そういうことをディスカッションした上でこの受忍という言葉が入っているわけです。

猪名川部会のところでは、自然を完全に制御できないと、沖積平野に住むからには、ある程度一定期間の中には越水もあり得ると、そういうことも考えようということです。それを私のところは全部100%安全にしてくださいと言ったら、今度はよその方が危なくなるという関係にあるわけですから、そういった情報を与えられた上での受忍という言葉が、その背景にあると思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

嘉田委員がおっしゃったことは、どうも意味を取り違えていると思います。

ただ、江戸時代の受忍というのは、これは封建社会の中で非常に力関係があって、地域と地域の間がいつでも受忍させられるところは受忍させられてというのが、他の、そういうところもありますよ、結構。利根川では結構そういう状態でいつまでも開削で、お互いに争っていた部分があると思います。そういう部分を今、民主的な組織の中で実現できるかどうかということというのが、まずは情報の開示だと思いますが、これはなかなか難しい

と思います。流域全体としての合意形成はそれほどたやすい話ではない気がします。

ですから、それは委員会で書くことは書けますが、どう実現していくのかというのは、ステップ・バイ・ステップであると思います。

芦田委員長（委員会）

今、非常に重要な問題であることは間違いないので、何か言及する必要があるのですが、どうするかということについては、猪名川部会の中間とりまとめは、洪水型と嘉田委員が先ほどおっしゃいましたが、幸いにそういうことを十分検討して頂いていますので、猪名川部会の方から検討して頂いた成果を持ってくるという格好にしたらどうでしょうか。

今本委員（委員会・淀川部会）

今のことですが、ここで言いたいことは、我々はこれまで一生懸命治水対策をしてきましたが、幾ら対策をしても100%はできない、逆に言ったら、我々ができるところは、限界があるという、そういうことです。

芦田委員長（委員会）

そういう意味ですね。

今本委員（委員会・淀川部会）

そういう言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

芦田委員長（委員会）

それから、土地利用その他で浸水を防ぐよりは、時々浸水した方がやむを得ないという面もあるでしょうね。

ですから、それは簡単に受忍という言葉だけがひとり歩きするようなことではまずいので、地域社会のあり方と、水害に対する取り組みというか、その中で書くようにしないと、ちょっと難しいですね。

いずれにしましても、ここに提示された内容については検討するということにしましょう。

今本委員（委員会・淀川部会）

もう1点、他のことでよろしいですか。

ここに書いていることで、この川が運ぶものとして、水以外にもう1つ重要な土砂があるわけです。土砂のことにもっと基本のところでも触れておかないと、土砂の動きを変化させたがために、河床が低下しました、或いは昔は土砂採取というのがありましたが、今はやはりダム等でも堆砂が非常に効いていると思います。

これに対しては、やはり21世紀、どうしても対応しないことにはもたない問題だと思いますので、この問題はもっと基本のところでも触れた方がよいのではないかなと思いますの

で、よろしくご検討下さい。

谷田委員（委員会・淀川部会）

10ページのスーパー堤防については、淀川部会が一番多く議論していると思います。私の理解でいうと、スーパー堤防をすることによって、現在低水路と高水敷を分けているのが、高水敷の部分、堤防を保護するための高水敷は要らないということになります。そうすると、堤外地の部分にかなり生態系にやさしい、横断的な連続性の確保された空間ができるだろうという説明だったと思いますが、その部分が抜けて、スーパー堤防だけがひとり歩きするのはちょっとまずいなと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

治水、環境とあるのですが、治水をすれば安全だという、この安全という言葉の意味をもう一度考え直さないと駄目だと思います。というのは、行政のどこかがやってしまうと、流域住民は安心ではなくて川の存在の意識を失うのですね。生活の中には、いろいろな実感があって、自分が生きているということを実感に持つことは大事な部分だと思います。それが、安心ではなくて安全のために、1つ1つの事業を勝手にそれぞれ単調にやってしまったために、その中にあるいろいろな体験や経験が失われてしまうことが非常に怖いと思います。それで、それぞれ不合理なことをやっているにもかかわらず、それ自身に気付かなくなるということになります。ですから嘉田委員も言われたように、例えば管理者である行政と住民、暮らしている人間がどういう関係にいつもあるのかということとは、とても大事だと思いますので、そこを飛ばしては駄目だと思います。

池淵委員（委員会・猪名川部会）

私は、3ページ目の「現状とその背景」の文章で、ちょっと気になる言葉があります。

第2段落に負の問題とかありますが、具体的にこう言えるのかなと思っています。その次の段落の2行目、「水路に変わっていった」とありますが、小さな川ならいざ知らず、この直線化され水路に変わっていったという、この水路という言葉が少し気になります。むしろ私らから見れば変化の乏しい川に変わっていったとかそういうことだと思います。水路というのは、全く人工的で、しかもサイズがあります。

それから、猪名川部会では、寺田部会長のおっしゃったことを議論しました。それで、まず差別化してよいかどうかというところで、それはやはり公平という言葉でないといけないだろうと思います。その次に、実際に浸水する危険がある地域が存在しています。そのままにしておいて欲しいというのではなく、何か浸水対策とか、何か少しセットを描かないと、なかなか合意できないと思います。そこには言外に公平という言葉が入ってくると思います。このテーマは作業部会等も含めてまだ議論をさせて頂こうと思っています。

それから、需要管理です。一番供給管理の最たるものが、雨や気温です。それから、水利権の需要の方に回る場合と、供給管理という両面を持ち合わせているような気がしますので、少し供給サイドとしての管理、マネジメントというそういう形のものも、一字一句

全部読んでいないので大変申し訳ないのですが、若干そういうとらえ方を視点として入っているのかもわかりませんが、言葉としては、そういうこともあり得るのかなと思います。

寺田委員長代理（委員会・淀川部会）

参考に申し上げれば、法理論的には受忍限度論というものがあまして、ご承知の方も多いと思いますが、これは国の所有物、公物に関する部分とか、それから身近なところで、飛行機とか鉄道とかの騒音とか、公害関係の中で出てきた、いわゆる損害賠償の責任を認めるかどうかというところから出てきた理論なのですね。ですから、これは一定の社会的に許容しなければならない範囲というものがあるのだという理論です。事、今の洪水の問題に関していえば、従来、国が管理に関する全ての権限を握っていて、そのかわりに、洪水は全部封じ込めるのだということになっていました。逆に国民側からいえば、封じ込めてもらえるのだと思っていました。ですから、浸水被害というのは国の責任なのだというような感覚として、やはりずっと一貫したものがあると思います。

もちろん具体的な水害訴訟の中では、必ずしもそうはなっていません。しかし、河川管理を根本的に転換し、破堤はとにかく最大限回避するけど、一定の頻度で越水はありますよということを示すハザードマップをつくって、情報を周知徹底させるということを仮にした場合、それだけの情報を与えられていた側としては、その情報をもとに、自分たちが守れる範囲で対応しなくてはいけないと変わっていくわけです。これまでなら、そこまでの情報提供はむしろなくてもよいのではないかということでしたが、情報提供をするのが普通だという社会的常識が変わっていくと思います。そうしますと、やはり一定の受忍というものを認容しなくてはいけないとように社会が変わっていく可能性がありますから、こういうことを宣言するということは、長い目で見れば、将来的に国の負うべき責任の範囲が変わっていくと思います。逆に言えば、国民の方がそういう危機意識をきちんと自分たちが持って、そしてその対応をしていくことが大事です。

都市計画は基本的には都道府県の権限事項ですから、危険なところには建物を建てないようにゾーニングしていかななくてはいけないという義務が出てくるわけです。浸水の危険があるのに、どんどん建物を建てて放置したままであれば、逆に今度は都道府県の責任が出てくるとかということにやはり法的に影響していくと思いますね。

ですから、表現には注意をしつつも、今後はそうして一定範囲の浸水というものが有り得るのだよという河川管理に変わっていきます。

しかし、そうなったら、いろいろな社会的対応はやらなくてははいけません。それをやった上で一定の受忍もしていかななくてはいけないということを少し書いておかないといけないのではないかと、そういう趣旨です。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

繰り返しになるかも知れないのですが、今の寺田部会長の話を、現場の社会学的なところで見ると、江戸時代の中央集権か自治かという自治論の問題になるのです。江戸時代は封建制と、ぱっと見るかも知れないのですが、現場は基本的には地方分権なのです。です

から、それぞれが自己責任で、それこそ雨が降ったら堤防を見回りに行くのは住民が自己責任でやっていたということが基本にありました。谷田委員は納得してらっしゃらないかも知れないのですが、その辺のところのいわば中央集権なのか自治なのかということがあります。特に河川行政においては、明治以降、特に昭和30年代以降は、今、寺田部会長が言われたように、全て国が面倒を見ます、あなたたちは安心してよいのですよということを、一方的に権限を中央に集めると同時に、責任もないということをやってきたわけです。ですから、被害を受けた時には裁判だということになります。自分たちには責任がないという形になって、そういう構造をつくってきたわけです。まさにこの部分は、河川行政の基本的な構造と哲学が変わるという意味で大変大事ではないかと思えます。地方自治というのは、合併によって大きな組織になっていく方向ですが、地域と地域をつないでいくという意味で、それなりの権限を持った流域センターのようなものをつくっていかないと、絵に書いたもちになってしまうということを懸念しているわけです。ですから、河川の自治をどうやって取り戻すのかというのが基本の政策のバックボーンで必要だろうと思うわけです。

塚本委員（委員会・淀川部会）

そのことにも関連するのですが、今までのグローバルさというのは均質なのです。40年ほど前の工学というのは、人間工学、生産工学が行われた時代ですが、全て均質にやっておしまおうというものでした。ところが、それは非常に不合理な面があるということになれば、嘉田委員等がそれぞれ言っておられるように、地域の特性、特に川はそうなのです。そこで暮らしてきた歴史もありますし、どうしてそこで長く暮らしてきたかという特異性事情があります。そうした時に、これまでは地方分権ではなくピラミッド型の縦割り行政で、殆ど現場のことが上役にはわからないという状況でした。ところが、今は情報化社会でもありますし、もっとNPOやNGO、或いは地域住民も関わっていくような時代に入ってきて、例えば、物事を測定する時に、行政側と住民側と一緒にやれば、実態に近づくということと同じように、地方の行政と国の行政や、住民とNGOが関わってその実態はどのようなかということ相互に理解しながらやっていくというやり方、こういう仕組みをどのように組み込んでいくかという、いかに合意形成を行うかがとても大事なテーマになってくると思えます。

嘉田委員が言われたように、確かに江戸、或いはそれ以前は、地方自治なのですが、今の自治をもう少し、NGOや行政と一緒にもう一度新たな復活をさせていくということが、今後の地方自治にとってもとても大事であろうということもあります。というのは、実態を知って、その不合理さをどのように改めていくかということが一番の目的であると考えれば、今申したようなその地域の特性をいかにうまく生かしていくのが、再生させるのが重要で、そのことを組み込んでいく方法というものを考えていかないと駄目だと思っております。

芦田委員長（委員会）

はい、どうもありがとうございました。

意見を聞いておりますと、洪水の問題、治水の問題にしましても、今までと違った社会のあり方というか、根本的な考え方の転換を社会面においても図る必要があるのではないかと思います。そのために1つの手段として流域センター等を提案すると、非常によい提案だと思いますが、それをこの中間答申に織り込んでいったらどうでしょうか。

谷田委員（委員会・淀川部会）

流域（管理）委員会、或いは流域センターという構想は、すごくよいと思います。意思決定機構としての流域（管理）委員会だけだと、すごく弱いのではないかと懸念しています。工学的な技術のバックグラウンドをサポートするテクニカルな河川管理委員会とか、或いは環境も含めた生態系みたいなものに関する専門委員会とか、そういうものを全体でつくらないと、決定機構だけ動いている委員会では長く持ちませんし、しかも、的確な情報を意思決定者に伝えることができなよいのではないかと懸念はありますね。

ですから、是非そういう複合的な組織として、流域（管理）委員会をつくって頂きたいと思います。

塚本委員（委員会・淀川部会）

午前中の休憩前に鷺谷委員がおっしゃった、モデル化は大変におもしろいと思います。恐らくいろいろな機関が数値計算を使ったりしてモデル化をやっているのですが、むしろそれを一般の方たちがわかるような方法でモデル化し、いろいろな要因を入れて理解しやすくやっていくということが必要だと思います。私が専門家だと言わなくなるような状況を生まないと駄目だと思います。

基本的にいろいろ多様な要因が入ってきます。その価値観がどのようにここに組み込めるかというあるスタンダードをつくることは実に難しいと思います。つくった時に、つくれないという部分もわかってきます。それから、人間の心理や、そういう心の状態でどう反応するのか、どういう成長をしていきながらどのような価値を見出ししていくのかというようなことも、かなりわかって来ないと。

今、谷田委員が言われましたが、これまではそれぞれ専門家に分かれていましたが、そうではなく、それぞれを含む全部の実態を共有するということが大事です。そこで例えば河川に対しても、環境に対しても、環境とはどういうものなのだと考えることが大切です。例えば、野鳥を守るといふことの野鳥を守るといふことはどういうことなのか、魚自身がどういう生態でいるのがよいのか、そういうことを全部一度、どれくらいモデル化できるのか、やってみたらよいと思います。

今の若い研究者の人たちが、数値化ということであまりにも傲慢になっているところもあると思います。もっと実態に対してどうなのかということの限界を、はるかに及ばないこともモデルをつくっていくことによって知っていくことができます。何がわからないのか、何が無理なのかということも含めて、スタンダードなものを一遍つくってみようとい

うのは、非常におもしろいと思います。

鷺谷委員（委員会）

今のご意見とも多少関連があるのですが、6.「整備計画推進のあり方」のところに、流域（管理）委員会、順応的管理、情報の共有といろいろな具体的な手段等が書き込まれているのですが、その根拠となること、そうでなければならぬことを基本的視点に書き込む必要があると思います。

それは、順応的管理ということだと、計画というのは検証されるべき科学的な仮説なのです。本来、こういう管理とか整備の計画というのは科学的なものではないといけないわけですが、扱っている対象が、流域の人間活動も要素として含む河川生態系という、とても複雑なものですから、科学的な認識とか理解というのもまだまだ不十分な面があるので、現在の最良の科学的理解に基づいたとしても不確実性があるといえます。

それをどうやって補っていくか、或いはもしかしたら科学ではない部分にも重要な点があるかも知れないということで、一応「科学をベースにした順応的管理」というのが最近1つのやり方として提案されていると思います。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も、流域センターについては入れて頂いたらよいと思います。

それから、今回、中間とりまとめ（案）は、それぞれこの前に出された意見とか、さらにその後の各委員からの意見を反映したもので、かなり充実したものになってきていると思います。ただ内容的には同様の表記がかなりありまして、もう少しその辺は簡潔化して頂きたいです。

それと、1.「現状とその背景」と2.「流域整備の変革の理念」という形で理念の部分をさらに詳しくして頂いたかと思いますが、この中で1.「現状とその背景」に琵琶湖の部分があまり入っていません。これは、淀川の特性としまして、琵琶湖というのは、やはり琵琶湖部会があるくらい、避けて通れないものです。さらに連続性の問題等考えますと、特に利用面、或いは環境面、それから最後のまとめの辺りでもう少し琵琶湖のことを書いて頂きたいという感じがします。

特に、利用面では漁業の問題とか湖面利用の問題、環境面では琵琶湖のダム化に伴うなぎさの消失とか、内湖、湿地といったなぎさを含む水辺の問題、そういったところも是非加えて頂きたいです。

尾藤委員（委員会）

私も河川レンジャーの設置には賛成ですが、寺田部会長のおっしゃいました水の需要を管理することは、これまでの考え方の根本的な転換であるということで、非常に重要な問題だと思います。大きく書く、ということに賛成です。

その次のリスク受忍の問題ですね、危機の分配といいましょうか。先ほど嘉田委員が、これは自治論の問題だとおっしゃっていたので、本当に教えて欲しいのであえてお尋ねす

るのですが、やむを得ずそこに住んだ人間たちが被害を受け、自分たちにはどうすることもできない被害である場合、河川を管理している国の責任ではないのかと言った時に、これは自治の問題なのだという説明をどのようにするのかというヒントといいたいでしょうか、考え方、方向性をもう少しお話しして頂けたらありがたいと思います。

自治という観念が非常に発達したところで長い時間をかけて成熟してきた場でないところでそのことを言う場合に、どのように言うのかということをお話し願えたらありがたいと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

長くなってしまいますので、できるだけ手短かに説明します。

1 つは、居住地をどう選択するかという問題と関わってくると思いますが、人間はコミュニティに埋め込まれた時に選択できないものがあります。家族、地域社会、国家というのは選択できないという意味でコミュニティというものを使うわけですが、そのコミュニティに埋め込まれている地域社会と、ある意味で居住地をみずから選択できる、してきている現代社会と、この2つのアプローチが必要だろうと思います。

前者については、ある意味でそこで住み続けなければいけない覚悟の上で、災害にしろ洪水にしろいかに対処するかということをおいば自治としてつくり上げてきて、今でも生きているのが地域社会です。後者の居住地の選択権がある人たちに対してどうするかということですが、いば情報がどこまで開示されるかが重要になります。その時に、今問題になっているのは、例えば、川べりで危ないのに、或いはため池を埋め立てたところで地震の時などはすごく危ないのに、何も知らずに家を買って、地震の時に崩れたということが実際に起きているわけです。ですから、危険性を内在化した形での住宅取引というような問題にまで踏み込むと思います。そうするとこれは、現代の私有至上社会のもとで大変難しいところがあります。

そこで、都市計画のような形で行政が住宅開発等をする人たちへの指導をどこまで義務化できるか、その情報を得た上で覚悟をして住むというようなところの社会的理解をどうやってつくっていくかということだろうと思います。

その辺りのところがこれからの自治というか、いばみずからを律するという方向、社会の持っていく方向のイメージです。それをどうやって法的に作っていくか、逆に寺田部会長のように法律を具体的にご存じの方にバックアップをして頂けたらというイメージですが、ご理解頂けたでしょうか。

尾藤委員（委員会）

方向性のイメージとしてそういう方に行かなくてはいけない、そういうことの可能な社会が来るだろうということとしては理解できるのですが、それを受忍すべきであるという形で書くことが一番よいのかどうかということについて、例えば受忍すべき方向が検討されなければならないとか、そこら辺のところがよくわからないのです。進むべき方向というのは、私もその通りだと思います。

ですから、いきなり書くということが、私は専門的にはわかりませんが、そうしなければ動かないのだという考え方もあるでしょうし、そこまであまりに現状からかけ離れ過ぎているのではないかという意見もあるかもしれませんし、その判断がちょっと難しいなということで、あえてお尋ねしたということです。

川上委員（委員会・淀川部会）

近代の思想といたしまして、自由・平等・博愛という基本的な理念がありまして、「平等」というのがある意味で非常に我々の社会の目指してきた1つの目標であったのではないかと思います。

人間の平等、或いは社会の平等、こういうものをずっと追求をしてきて、それに向かって進みつつあるところだと思います。一方、自然環境とか自然条件というのは、これは絶対に平等ではあり得ないわけです。絶対に平等ではあり得ないのに、平等にしようと思っ

ていろいろやってきたわけです。例えば、水のないところに大型の住宅団地をつくると、どこからか水を確保してきて運んでこなくてはならないとなります。そのためのいろいろな社会資本の整備をやります。そういうことを推し進めてきた結果、矛盾やひずみが出てきたのだと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほどの尾藤委員のお話で、私は、受忍すべきで、これは全部自主責任なのだということを言うのではなくて、まさに共通認識をつくっていくことが大事だと言いました。これまでの河川行政が、何にも責任を持たなくてよいのですよ、全て国がやってあげるのですというかなり極端な姿勢だったので、これを揺り戻すことが必要だという立場です。

そのための1つの具体的な施策として、例えば流域センターというようなものを、淀川部会ではかなり具体的に書いていらっしゃいますが、私は、全体の間とりまとめでも是非検討して欲しいと思います。17ページの「整備計画推進のあり方」の6-2のところは、「流域（管理）委員会等の設置」とありますが、これはやはり組織に見えるのです。ここも頭出しして、「流域センターの設置」くらいに具体的に書かれるとよいと思います。

もう1つは、流域センターがこれでは普通の人には来ないだろうなと思います。極端に言いますと、おもしろくないのです。行政管理的には大変大事なのですが、それは1つの柱であって、もう1つの柱は、そこで楽しみ、学び、今水辺の学校等いろいろやっていますが、そういうものの拠点になるような河川フィールドミュージアムのような楽しみの機能も一方で付与するとか、これもそれぞれ具体的に考えていったらよいと思います。そういう選択肢も入れて、河川に親しむいわばオリエンテーションポイントとしての流域センターのが提案できたらよいのではないだろうかと思っております。

これは、琵琶湖博物館等が1つの琵琶湖へのオリエンテーションポイントなのですが、5、6年経験をしてきまして、やはり地域の方は、皆さま、楽しみながら、遊びながら川なり湖なりの仕組みを知るという意味では博物館的なものが大変有効ではないかと思えます。ですから、流域センターというものを、管理、参画する場所であると同時に、楽しみ、普通に立ち寄れるような、そういう場所としての機能を含めたらどうでしょうかということが提案です。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございます。

流域センターというのは、17ページの6-2の文章に書いているのですね。それを頭出しした方がよいというご意見でした。それと、もう少し内容を盛り込んで、膨らませていけないと、わかりにくいということですね。

川上委員（委員会・淀川部会）

この流域センターや河川レンジャー等々につきましては、まことに僭越ながら淀川部会でもう少し詰めて、皆さまの意見を取り入れながら詰めて、よりよいものにして提案したいと思えます。

今、嘉田委員がおっしゃいましたことにさらに欲張ってつけ加えるならば、こういう時期でもありますので、新たな雇用創出、それから子供を育成する場として、さらに先の未来の河川レンジャーになってくれる人を養成する、河川管理者になってくれる人、或いは川を研究してくれる人を養成する場という位置付けも盛り込めればな、と思えます。

米山委員（委員会・猪名川部会）

受忍という言葉で連想するのは、終戦の詔勅というのがあって、天皇が「耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び」と、あれを思い出してしまうのですね。ですから、ちょっと言葉としてそのまま使ってよいのかどうかという気がします。しかし、考え方としては、それは非常に大事なことです。考え直すというか、文章を整理して頂くのはよいと思えます。

それからもう1つは、17ページの6-2で、流域センターの話になりましたが、これも大変結構だと思います。しかし、それぞれの流域について、淀川部会はもちろんもう一度再検討をするとおっしゃいましたが、例えば猪名川の場合等でも、銀橋の上の水が浸かる場所と真ん中辺りと下流域の本当にゼロメートル地帯というところで流域が違ふと思えます。それから、これは今日頂いた「マザーレイク21計画」の第6章に「河川流域単位での取り組み」というのがありますが、これには7つの流域が地域として区分されています。ですから、例えば琵琶湖の場合は7つの流域センターが必要になるのかという話になると思えますね。

その辺りを少し具体的にきめ細かく、名称を挙げるのはともかく、少し詳しく整理した方が、木津川とか桂川とかたくさんありますから、細かく検討する必要があるのではない

かと思えます。

芦田委員長（委員会）

内容については、これから詰めていかなければいけないことがたくさんありますから、中間答申では、設立に向けて検討するというくらいのことかもしれません。

塚本委員（委員会・淀川部会）

流域センターの1つの大切な要素として、よい研究者、学者を育ててもらいたいと思います。場合によっては、これは教育機関にしてもよいと思います。というのは、実態といろいろな総合的な複合的なことをこれからどのようにやっていかないと駄目だという、ある飛躍が起こらざるを得ない学問になってくると思います。ですから、そこが今いろいろな大学や研究、組織の機関で見い出せない欠けているところなので、よい教育機関というか、近い将来、是非そういうものが要るのではないかなと思います。規模は小さくても、本質的なセンターを。

川上委員（委員会・淀川部会）

これはまさしくソフトでして、子供や教育という問題になってきますと、今までハードばかり進めてきた男だけでこれを議論するのではなくて、淀川部会のワーキンググループの中に、是非、嘉田委員のような女性を臨時講師としてお招きをして、検討させて頂きたいと思います。

谷田委員（委員会・淀川部会）

実は私が20年近く前におりました職場というのが、国立公園の管理部門と社会教育部門で、もちろん市民ボランティアのレンジャーを育てています。それから博物館を持っていたのです。うまくいったかどうかはわかりませんが、先ほど私が、専門家委員会が必要だと言うのは、そこに流域全体の管理を決定できる組織があることだと思いますね。ですから、これは重々しく、立ち寄れなくても仕方ないです。もちろん行政の方も入ってもらわなくてははいけません。

もう1つは、流域という言葉で言うと、琵琶湖・淀川水系は非常に大きいですが、1つのコアの流域センターは要ると思います。そのブランチとしてサブエリアはあってもよいです。やはり全体計画を立てない、決めない限りは、流域（管理）委員会とは名乗れないと思いますね。その2点です。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと関連しているかと思いますが、「中間とりまとめ（案）に対する各委員からの提案」というので、私も出しているのですが、その5ページの真ん中に「河づくりマイスターの養成」というのを提案しているのです。

ドイツではこういった仕組みがとられているようですが、日本の河川管理者というのは

絶えずかわられるわけです。今日お見え頂いている方もいずれいらっしやらなくなる可能性はあるわけで、そういう意味ではこういった議論を積み上げてきたことが担保されない可能性もなきにしもあらずということがあります。そういった意味では、先ほど川上委員も出されておりましたように、ずっと未来の河川レンジャーを養成していく、或いは川づくりの専門家をきっちりつって見届けていく、最後まで責任を持ちなさいよ、というような仕組みは、どうしても将来必要になっていくのではないかと思います。

吉田委員（委員会）

先ほどからセンターのお話が出ていましたので、それについてちょっと私なりのイメージを申し上げたいと思います。

私は今、埼玉県に住んでいますが、埼玉県荒川に、荒川の博物館があるのですね。全体の博物館で、上流の秩父の人から下流の東京都の人から、皆さまが来て、荒川のことを知るにはちょうどよい場所となっています。全国の荒川と名前がついた川のことを全部展示してあって、なるほど、荒川と名前がつくからには、これは荒れる川なのだということを思い起こさせてくれるという意味では、非常に教育的効果があるのです。全河川にそういうものが必要だと思います。それだけではなくて、もっと身近なところに、嘉田委員はおっしゃいましたフィールドミュージアム、そういうものが必要だろうと思います。埼玉県ですと、綾瀬川とかそういったところには、その町の人たちの子供が集まるような教育的施設を持って、まさにレンジャーのような、インタプリターのよう人たちが集まるたまり場ができていところもあります。そういった、もっと身近なところにそのような施設があって、子供たちが遊びに寄れるとよいと思います。

それからもう1つの意味合いとしては、河川公民館的な意味合いがあります。今、公民館というと、行政のつくった社会教育施設ですが、沖縄では公民館というと自治組織的な意味合いがありますね。その地域での河川の問題に関して話し合うことができる場、それが常設されているということが非常に大事です。先ほどお話がありましたが、被害というのは平等に起こるわけではないのです。特にそういう問題があるところには、そういうものを優先して施設としてもつって差し上げるというような形でバランスをとっていく、ということも考えられるのではないかなと思います。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと違う話で申し訳ないのですが、資料3の3、4ページの辺りに水質の悪化というのが2回出てきます。庶務に確認したいのですが、現状として水質は悪化方向に来ているのですか。私の認識は、一時、随分悪い時があったけれども、現状としてはよくなっているのではないかと考えているのです。もちろん琵琶湖は別で、どんどん悪くなって、どんどんごみを捨てているような書き方が現状の認識なのです。

芦田委員長（委員会）

どんどん悪くなっていることはないのです。しかし、悪くなったものがなかなか改善さ

れてないということです。それから、微量有害物質等から見ると、いろいろな問題が起こっているといえます。生物の生息に必要な酸素、溶存酸素、DO、これなんかはかなり閉鎖性水域では低下しています。特に琵琶湖ではかなり下がってきているということもあります。非常に憂慮すべき状態が続いていますね。BOD という指標でいくと、比較的、特に淀川の本流はよくなっているのですが、必ずしも全体的によくなっているとも言えないと思います。

ですから、水質の問題は、部会で少し詳しく書いて頂いた方がよいかも知れません。

水山委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖・淀川は大きいものですから、琵琶湖・淀川本川、大きい話がずっと続いていて、もっと下流の流域全体として、去年の名古屋の水害をイメージすると、必ずしも水質だけの関係ではないですが、下水道と河川との整備の話等が河川工学的には多分議論になってきているのだと思います。

そういうのも方向としては、これまで具体的な河川工学議論がなかったのでもうここまで行かなかったのだと思いますが、今後は議論したいと思っています。

谷田委員（委員会・淀川部会）

私、1.「現状とその背景」というのを先ほどから4、5回読み直しているのですが、やはりどうしても金太郎アメなのです。琵琶湖総合開発とか何とかありますけど、どこの川でも当てはまる現状と背景で、これではちょっとこの委員会、がんばってきたパンチがないなあという感じがします。

例えば、先ほどちょっと出ました浄化の問題ですと、木津川というのは非常に個性を持った砂河川で、これからデータが出てくると思いますが、河川そのものが持っている自浄作用をかなり生かせるとか、それ以外に、琵琶湖は実際に利水・治水両面でダムとして使っています。済みません、文句だけ言っていますが、もう少し琵琶湖・淀川らしいイントロにして頂きたいなと思います。課題の部分も、もう一歩だと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

水質の問題の方に話がシフトするのを待っておりました。

水質は、近年はそんなに変わらないと認識して頂いてよいだろうと思いますが、過去数十年間に極めて悪くなったということは事実だと思います。そのための方策はとって頂きたいと思います。従って、つけ加えて頂きたい部分があります。それは、内湖とか沿岸湿地帯という文言は「生物の生育・生育環境」で触れておりますが、できれば水質の浄化というところにも入れて頂きたいです。具体的には、14ページの の3つ目の midpoint の「このため、安全な」とありますが、安全という言葉の前に「水を育む水系を目指して、自然の浄化機能帯の保全・修復（内湖・沿岸湿地帯・河床等の復元）」というような文言を入れて頂くと、水質という側面が強化されるのではないかと思います。お願いいたします。

芦田委員長（委員会）

いろいろたくさん意見が出ているわけですが、中間とりまとめは、皆さまに書いて頂くうと思っているわけです。今日出た以外の意見もたくさんあると思いますので、これを見て頂いて、ここはこう書いた方がよいと、こうすべきだという加筆修正をお願いしたいと思います。これは皆、委員会全員でつくるのですから。

それで、まことに申し訳ないのですが、今お配りしました「中間とりまとめ（案）」について、お願いがあります。この委員会、活発に議論をして頂いて、労力をかけるのは申し訳ないのですが、せっかくここまでやってきたのですから、もう1つやって頂いて、非常によいものをつくろうということで、今日出された意見をさらに見て頂いて、こうした方がよいという意見がたくさんあろうと思います。これを、ここに書いています要領に従いまして、4月8日までに庶務に送って頂きたいと思います。これは一方的なお願いですが、よろしくお願いします。

川上委員（委員会・淀川部会）

これに加筆修正を入れるとなると、一からやっているとなかなか大変なので、庶務の方からメールの添付ファイルで送って頂くか、フロッピーディスクを送って頂くか、何かして頂いて、合理的に進めたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 新田）

希望される委員に対しては、メールでファイルなりをお送りさせて頂きたいと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

1つ質問なのですが、今日出して頂いた中で、全体の中間とりまとめと部会の中間とりまとめがありますね。部会のとりまとめに対する意見というのはどうなのですか。

芦田委員長（委員会）

部会は、またそれぞれの部会でさせて頂きたいと思います。

よろしいですね、それで、部会長。

今おっしゃったのは、他の部会についての意見ですね。

江頭委員（委員会・琵琶湖部会）

委員長、提案ですが、ついでに今日各部会の中間とりまとめの状況が出ましたので、この回答用紙は各部会に対するもしご意見がも、あわせて庶務にお送り頂ければ非常にありがたいと思います。

芦田委員長（委員会）

部会長、よろしいですか、それで。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

もう1つつけ加えさせて頂くと、この中間とりまとめのお願いは委員になっておりますが、今後、合同勉強会を主催することもありますから、これも、各部会の3つのものも、つまり合計4つのものについて、全部会に意見を求めるということをして頂くことはできませんか。大変ですか。やはりそうしてもらう方が、勉強会の時の議論も、うんとやりやすいです。

芦田委員長（委員会）

そうですね。そうお願いできたらそうしましょうか。

庶務（三菱総合研究所 新田）

わかりました。それでは、全委員の方にご意見の照会ということで送らせて頂きます。

芦田委員長（委員会）

それでは、中間とりまとめについては以上です。これでまとめとさせて頂きたいと思いますが、配付して頂いている資料についてご説明をお願いしたいと思います。

まず、資料5ですね。滋賀県から提供資料があります。マザーレイク21、これについてご説明をお願いしたいと思います。

山田（滋賀県琵琶湖環境部）

滋賀県の琵琶湖環境部の山田と申します。

滋賀県は、こちらの流域委員会には、琵琶湖とその流入河川の管理者ということで、琵琶湖部会と本体の流域委員会に参加させて頂いております。これは、河川管理者ということで、土木交通部の河港課がふだん参加しているわけですが、県の管理する河川については前にもお話が少し出たことがあるのですが、県の河港課の方で同じような河川法に基づいた「淡海の川づくり委員会」というのをつくって議論を進めているところです。

それとは別と申しますか、もっと広い範囲で琵琶湖に対して滋賀県がどのように取り組んでいるかということについて今回、若干時間を頂きまして、ご説明をさせて頂きます。

滋賀県の概要というのは、皆さまご存じですが、県の形がほぼ琵琶湖の集水域と同じ形になっています。県民の生活のありようがそのまま湖のありようにつながってしまうという非常にわかりやすい形になっております。

滋賀県の特徴としては、人口がどんどん増えているということです。全国で一、二を争うくらい、今、人口が増えているところです。そんな中で、戦後、生活様態の変化であるとか、先ほど申しました人口の増加、その他もろもろの状況がありまして、自然が減少するとともに汚濁物質がどんどん琵琶湖に流入するようになってきたという変化が起こっております。

1977年5月に初めて淡水赤潮が発生しまして、県民に対して非常にショックを与えました。そんなことを1つのきっかけに、いわゆる有リン洗剤を使うのをやめて石けんを使い

ましよう、そういう運動が自主的に県民の中から始まりました。それと大体、相前後して、県の方も様々な取り組みをさせて頂いてきたところです。

お手元にコピーで数枚紙を配っているのですが、その3ページにこれまでやってきたことを様々書いております。パワーポイントで主なものを説明いたします。

工場排水については、いわゆる上乘せ条例で水質の規制、或いは富栄養化防止条例、いわゆる琵琶湖条例と言われておりますが、窒素やリンの排水規制というものを日本で初めて行いました。それから平成8年ですが、中小規模の工場、事業場にも排水規制を広げたということで、今把握されている排水量のほぼ99%に対しては排水規制をかけている状況です。制度上は、ほぼ限界ではないかと考えているところです。

生活排水に対しては、下水道を国の補助金等も頂きましてつくりました。ちょうど平成12年に全国の普及率平均を超えたくらいです。それ以外にも、都市以外のところでは、農業集落排水処理施設ということで生活排水の処理、或いは家を新築する時は合併浄化槽の設置を必ずするようというような条例であるとか、そんなような取り組みをしています。

そういうことで、下水道の水洗化人口がほぼ65万人、農業集落排水で10万人、合併浄化槽で16万人、合わせて人口の135万人のうち今91万人の生活排水の処理ができております。最終的には100%を目指し、引き続き整備を進めているところです。

進めた結果として、琵琶湖に流入する汚濁量は徐々に減ってきているということです。特にリンは、今は殆ど使われませんが、有リン洗剤の規制をしたので大きく減っているという状況です。

今の状況で、琵琶湖に流入する汚濁負荷がどこから出てきているかということですが、生活系や工業系が昔より減っており、今は畑から出てくるもの、森林、雨などから直接流れ込んでくる自然系の割合が相対的に増えてきているところです。

結果として水質は、残念ながら琵琶湖の水質は横ばいか、或いは微妙に悪くなってきているという状況にあります。下水道の整備が進んだにもかかわらず、悪くなってきているということについては、シミュレーションをしてもうまく合いませんで、これはまだ今後の課題という状況になっております。全窒素も微妙に増えてきている状況です。

琵琶湖でとれる魚の漁獲量は、大きく減っています。漁獲量ですから、資源量とは直結はしませんが、水色の棒グラフがシジミ、貝類ですが、それが早い時期にかなり減りまして、魚については、アユは資源維持の努力により維持されていますが、それ以外のフナ、モロコなどは相当減ってきています。

原因としてはいろいろ言われておりますが、湖岸状況の変化があるのではないかとということに県としても着目しております。昔はヨシ帯が多くありまして、堤防がなく、そこから田んぼ、或いは内湖に魚が産卵に自由に上がってこれました。今は、ヨシ帯が減ったとともに堤防ができたり、畑が干拓で増えたり、或いは土地改良事業で水路が改良されてという状況で、湖とその周辺とのつながりが減ってきているのではないかとという見方も考えております。

それ以外には、外来魚問題が今非常に注目されております。県は基本的には駆除の方向で、買い上げや、キャッチ・アンド・イートを進めています。

新しい琵琶湖研究所等の研究によりますと、北湖の一番深いところ、100メートルとか80メートル地点では溶存酸素量がかなり減ってきております。特に春先、雪解け水が流れ込む時に、1回酸素の溶存量がぐっと上がらなければならないのですが、なかなか復活しないということです。温暖化による積雪量の変化もあるのでは、と言われております。

琵琶湖部会でも若干話題になりましたが、レジャー利用についてです。水上バイク等が夏になると非常に増えてきています。琵琶湖の水質、騒音、安全、或いはゴミとか、一番大きいのは生態系への影響、様々な問題になっています。これについては、県の方では適正利用懇話会というのをつくりまして議論を進め、この間、3月20日に提言を知事に対して頂いております。

そういう問題を受けまして、県としてどういう方向に向かうかですが、これは、平成9年と10年に旧国土庁を中心とした国の6省庁の方々に調査調整費というのを頂きまして、琵琶湖の総合保全について今後どうやっていくか検討頂き、それをもとに、県でアレンジを加え「マザーレイク21計画」というのをつくりました。本日、委員の方々に配付させて頂いております。基本理念としては、「琵琶湖と人が共生をしていく」ということを一番重要なポイントにさせて頂いております。それから、企業や地域の住民の方々、或いは行政も含めて流域一体となって取り組んでいこうということを書いております。これについてはペーパーの4ページに簡単な対比を書いております。後で眺めて頂ければと思います。

基本的には3つのポイント、水質保全、これまでは水質に特に注目をして、下水道を整備していましたが、水質の保全以外にも、水源の涵養や自然的環境・景観の保全など、複数のポイントについて考えていかなければならないと考えております。

次、大きな特徴として、長期の計画と目標を立てています。これは10年、20年、50年ですが、これが事業量的に必ず達成できるわけではないのですが、目指すところを示そうということです。

例えば20年後の目標としては、昭和40年代前半の水質を目指しています。カビ臭や赤潮やアオコが発生しなかった時代に戻したいということです。でないと、子供たちに健康な琵琶湖を引き継いでいけないと思います。これについては、例えば湖岸に近いところはもう少し水質が悪くても構わないのではないかと、北湖はもっとよくてもよいのかもしれないとか、いろいろ議論があるところです。部会でも話が出ましたが、取りあえず県民としてはおおむねこういう方向を目指そうというものです。

水質保全については、先ほど申しましたが、生活排水処理率を100%目指すということと、面減負荷、畑、田んぼであるとか市街地などから出てくる汚れに対して本格的に取り組んでいきたいと考えています。まだ手法等についても必ずしも完成されたものではありませんが、少しずつ行っております。草津市の山寺川であるとか、守山市の守山川の河川浄化施設とか、そういったものが今工事中です。基本的には、発生した汚濁をためて、沈殿をさせて、それから植生によって吸収をさせる、そんな方法を行っております。

水源涵養については、自然の水循環、山に降った水が地下水になって琵琶湖に入る、或いは、地面を流れて琵琶湖に入る、それが蒸発してまた雨になる、そういう循環を健全な状態に保ちたいということを理念として上げております。そのためには、1回使った水を

もう1回使う必要があります。特に水田で再利用、循環であるとか、或いは雨水の利用であるとか、降った雨を地面に浸透させるとか、そういう事業をやっているところです。

自然的環境・景観保全という点では、水域、琵琶湖とその周辺の陸域、その境目辺り湖岸帯を重視して、機能をなるべく復元させていきたいという発想を考えております。

琵琶湖とその周辺のピオトープといいますが、生物の生息空間がどのようなつながりになっているか、琵琶湖とその周辺の川、或いはその周辺の水田、或いは町のつながりというものを、辛うじて残っているものは確保するとしています。なくなってしまったものは、例えばヨシを植える等して復元していくということです。将来的には、例えば湖から上流の山まで続く河畔林であるとか、或いは河川自体の連続性、魚が上がりやすいところまでも拡張していきたいということを考えております。

次に、河川流域単位での取り組みを大きな柱として上げております。行政だけで琵琶湖保全に関わっても限界があると考え、住民のそれぞれの方々、下流、中流、上流をそれぞれ、現場に即した取り組み、それを徐々に大きな取り組みをつくって、最終的には琵琶湖全体でつながって、行政・住民・事業者が協働のとれた、歩調の合った取り組みをしていきたいということを考えております。

そのためには上、中、下流で交流をしていく、或いはわかりやすい目標を設定し、そのために皆で取り組むことを考えています。例えばホテルの棲める川を取り戻したいとか、セタシジミの棲める湖を取り戻したいとか、そういうわかりやすい目標を立てるということが大事ではないかということをおうたっております。

配っている資料の7ページに、実際に組織されたものの例を書いております、ちょっとパワーポイントにできなかったのですが、既に流域ではいろいろな取り組みがされておりました、身近な水路をきれいにしたいという方から、水田からの排水をもうちょっと濁りのないものにしたいという「みずすまし協議会」というものから、或いはゴミを減量するなど直接川とは関係のない取り組みもあるのですが、それぞれが緩く連帯し、できることから協働していこうと、そういう発想で組織をつくっております。行政の方は、側面から支援するという立場にあります。この組織は、取り敢えずは自主的な取り組みということを中心に置いており、先ほど議論になったような流域センターであるとか、流域のことを全て決定できる組織等、そこまでのことはまだ考えていないですが、取り敢えずこういったものを全て、琵琶湖ですと大体7流域に分けて、それぞれの流域で組織を、取り敢えず立ち上がったところ、13年度中には全ての流域で立ち上がりました。これからそれが徐々に活動が具体的に始まっていくということです。流域ごとの取り組み指針がだんだんできてくると、そういう段階にいます。

最後に、計画を立てた後にどうやってその実効性を確保するかですが、柔軟に計画を見直していくということが大事だろうということです。取り敢えず計画を推進し、その状況を確認し、それを評価し、役に立ったか立たなかったか、結果によって計画を柔軟に変えていくということです。アダプティング・マネジメントということをやりたいということをうたっております。

そのために具体的にどういったことをやろうかということですが、取り敢えずですが、

学識経験者の方にご意見を伺おうということで、様々な会を持たせていただいております。琵琶湖の総合保全の学術委員会、或いは県の環境審議会という昔からある会がありますが、その水環境部会であるとか、或いは生態系に着目した研究会であるとか、いろいろつくっております。こちらの委員会のように完全に運営まで委員方に任せてというところまで進んだ会ではないかもしれませんが、こういった会をつくって、ご意見を伺いながらというように進めているところです。

以上です。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

せっかくの機会ですから、何かご質問等ありましたらどうぞ。

今本委員（委員会・淀川部会）

滋賀県が琵琶湖を守るために非常にいろいろと努力されているということはよくわかるのですが、その一方で、人口は増加し、大学は誘致し、工場は誘致し、トータルとしての琵琶湖を汚す量は増えているわけです。この問題のこの矛盾をどのようにお考えなのでしょうか。

山田（滋賀県琵琶湖環境部）

琵琶湖環境部だけで答えられる問題ではないのですが、基本的に人口が増えることは県としてはよいことだと考えているようです。それに対応できるように利水を整備するなりがんばってやっていくとしか今のところは申し上げられないと思いますが、重要な問題とは考えております。

芦田委員長（委員会）

それには知事でないとなかなか答えられないかもわかりません。どうもありがとうございました。

もう1つの資料として、資料6、淀川工事事務所からの資料が提供されておりますが、これは前回、河川環境委員会の案として出されたものですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

そうです。これは、前回の委員会で「自然豊かな淀川をめざして(案)」というのを、まだ議論の途中ですがご説明しますということで、参考資料としてお配りしたものです。3月26日に環境委員会が開かれまして、その中で、若干の文言の修正はありましたが、最終版としてオーソライズされましたので、これが案を取った形で皆さま方にお配りしたというものです。

芦田委員長（委員会）

ありがとうございました。それでは、これで、一般傍聴の方からご意見をお伺いしたいと思います。

傍聴者（赤井一昭）

海洋のうつろ研究グループの赤井です。和歌山から来させて頂いたのですが、4つほど、提案させて頂きたいと思います。

ダムの問題と、川の疎通の問題とは裏腹で、疎通をよくするために今までも淀川で努力されています。ここで河床を低下することによって、ダムの問題を解決することができるのではないかなと思います。

もう1つは、潮流を発生させて河口の河床を掘る。これによって、潮流は海の流れですのであり、河口で洪水に匹敵する潮流を発生させると、河川の延長を短くすることができます。このため河床勾配を高めることができるのではないかなと思います。

もう1つ、環境の問題ですが、今、淀川の河口で高水敷のないところが、大体8kmくらいあるかと思っています。そういうところに私の提案している、海洋のうつろという技術を利用すれば潮汐のエネルギーや太陽の光、地球の重力等の自然のエネルギーを使って水を浄化する技術です。要は礫間接触酸化の応用かと思いますが、これを利用して、8kmの川の両岸、約100m~200mの幅でずっと、ワンドのようなうつろをつくるというものです。まあ、100m~200mくらいのできるのではないかなと思っています。両岸で400mくらいになります。そういうものをつくと、枚方で200t/sくらいの平常流量があるかと思いますが、それが、1日に直すと大体400万tくらいになるかと思っています。その400万tの水を、1回の潮汐で浄化することができるのではないかと思っています。それは考えてみたら、8kmの幅で200m、200mですから、400m掛けた面積をうつろにすると、そこに入る水が、1回の潮汐で大体300万tくらいになるのではないかなと思います。大阪湾を汚している原因は、大和川もさることながら、淀川の水量が多いものですから、そういうものを浄化するということです。こういうことも考えて、その水のあるところ、ずっと行ったら陸地で高水敷がありますが、水のあるところで幅200m、石で囲うだけで、自然のエネルギーによって日量大体400万tから600万tくらいの水が自然にきれいになると思います。それが干潟の造成だとか、いろいろな技術に使えるのではないかなと、こう思います。

皆さま、一生懸命とりまとめ、今日もずっとお聞きしていて大変なことだと思います。また、芦田委員長が無理なことを言って、何日までに出せというように言われている中で、こういう提案をするのはなかなか発言しにくいのですが。

それからもう1つ、利水の問題についてですが、毛馬のところでは旧淀川の浄化用水というのが前からありまして、以前は毎秒88t/s、今は60t/sくらいになっているように聞いています。その浄化用水というのは、旧淀川の水をきれいにする水ですが、昔神戸市の市長の原口さんが大阪所長の時代に河川が汚くなったら海の水をパイプで持ってきたらよいのではないかとおっしゃったことがあったかと思っています。毛馬の河川状態を見ましたら、毛馬は水深1m50くらい、海面から浸かっていたので、そこにポンプを据えたらどうかと

いう提案をして、3,000 円ほどもらった事があります。そのポンプ場は、下流からくみ上げれば淀川へ流れますし、淀川の水をくみ上げれば市内河川に入るように設計はなされているはずなので、浄化用水の活用も、時期をみて考えたらどうかと考えます。

まだありますが、一応そんなことです。この忙しい時に、またノルマのある時に、やぶからぼうにこういう話をして非常に申し訳ないと思っています。

まあ、何かの参考になって頂ければ幸いですので、よろしく申し上げます。

傍聴者（金屋敷忠儀）

午前中も発言させて頂きまして、厚かましくまた立ち上がりまして申し訳ありません。4点ほど、要点だけちょっと申し上げます。

まず、この「中間とりまとめ(案)」を見させて頂きまして、いろいろなことを書いています。書いていますが、これが、私が皆さま方をお願いしている優先順位については、何ら配慮されているところがありません。

この優先順位というのは、私は頭にあるのは、具体的な計画について、具体的に対比をされての優先順位ということがありますが、例えば事の重要度はかなりブレイクダウンされていますが、さらにブレイクダウンされた段階というわけにいかないかもしれませんが、事の重要度、或いは緊急性等を勘案して、少なくとも優先順位について何か考えるという表現が欲しいという気がいたします。

2番目は、水質の問題ですが、滋賀県、いろいろご苦労なさっていることはわかります。それから、先ほど今本委員がおっしゃいましたように、川が運んでいるのは水ばかりではありません。土砂もそうだということがありますが、同じように、汚濁、汚染物質と申しますか、これも運んでいるのです。この問題を、この淀川流域委員会は、京都市という大都市を頭に描いている淀川本川と、それから、琵琶湖という特別なところに、この水質について避けていると思います。これは県がいろいろ努力しているからということもあるかもしれませんが、これは単に河川工学的な、つまり、下水道と河川との関係とかそんなことではなくて、やはりライフスタイルを背後に持った問題ですので、これは非常に緊急で重要性も高い問題ですから、これについては、是非触れて頂きたいと思います。

それから3番目ですが、先ほど来、越流しても決壊しない構造ということが議論になり、そこからいろいろな議論が派生していました。私はこの土木技術といいますか、土木工学というのは、まだまだかなり経験工学的な要素ですから、この越水しても破堤しない、決壊しない堤防というのは、理想ではあります。まだ実現性はかなり低いと思います。それで今の段階から、これは淀川の事務所なり、或いは近畿地方整備局が、そういう方向を模索しているということは非常にうれしいことですが、軽々に公表すべきでないと思います。どうも皆さま方のお話を伺っていると、やはりそういう話が出てきたから、何となくそちらの方に話がこう寄っていつているのではないかという気がいたします。従来の霞堤方式だとか何かそういうのなら、わからないでもありません。これは、いたずらに幻想を持たしてはいけないということです。

4番目に、ちょっと一言だけ言わせて頂きますと、先ほど、サイレントマジョリティー

の意見の話がありましたけが、これは非常に狭い社会共同体です。昔、昭和30年、40年頃の社会共同体でしたら、大体1つの効果、1万人くらいで1つの問題に対する意見の集約が大体できていたようですが、今その時代から考えると、都市における社会構造が変わったようです。隣は何をする人かもわからないというようになっています。私はマンションに住んだことがあります。そういうような状況では、やはり全員集めてやるか、そうでなかったら選挙という方法でやらなくてはならないと思います。従って、先ほどの流域センターに関連していろいろな話がありましたが、これは少し考え方が甘いなという感じがしてなりません。さらに、その河川レンジャーに権限とか義務を与えると当然、それに対する報酬も払わなくてはなりません。これは結局、そうなる政府組織と同じようなものになります。本当にNPO、或いはNGOがレンジャーをするということならば、まことに喜ばしいことだと私は思いますが、あまりそこで夢を膨らますべきでないと、私は思います。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。終わらせて頂きます。

傍聴者(北村眞一)

北村と申します。湖西の高島町というところから参りました。仕事は、琵琶湖の魚を扱う水産加工業をやっております。

いろいろな貴重なお話をお聞きしまして、大変勉強になりました。

私は親の家業を継いで、琵琶湖の漁師さんといろいろ携わって今日まで参りました。33年に、国が調理師法という法律をつくりました。そこで私も調理師免許を取らなければいけないということで、2年間、京都で料理を勉強し、修行いたしました。35年に調理師の免許を取って、親のもとへ帰りまして、父親にいろいろ教えて頂きながら、琵琶湖の魚の調理方法を学びました。学生時代はこの近くで下宿しておりましたものですから、この宝ヶ池界隈は、よく散歩したりや友達とサイクリングに来たりしました。今、この周辺は桜が満開です。

皆さま、食文化ということを考えますと、日本の食というのは、大きなお宮様では必ずタイとコイを御神前にお供えになります。明石のサクラダイ、そして、大和のニシキゴイというのはよくご存じだろうと思います。そして、今日のお話は琵琶湖と淀川水系のお話ですので、特に淀川のヨドゴイというのも有名でした。

先ほどから、アユとか野鳥の話も出ておりますが、アユは琵琶湖ではシジミに次いで、昭和30年代はたくさん獲れていました。倉田委員はよくご存じだと思います。シジミは、先ほどのスライド、スクリーンを見ますと、5,000t以上獲れていたということです。現在はそれが、セタシジミ、もう恐らく100tを切っているのではないかと思います。フナは昭和40年代で、滋賀県農林統計協会の統計では1,100tとれておりました。現在はニゴロフナは、34tから恐らく本年は20t以下になっております。毎年今、桜が満開の頃は、ニゴロフナの仕込みの真っ最中なのです。本来は暇があるはずがないのですが、今日は家内と息子らがやってくれますので、僅かト口箱1、2杯ですから、私はこちらへお話を聞きに参りました。

琵琶湖の魚が極端に減っているという、先ほどのスクリーンのグラフですが、これを取り戻そうと思って、私どもも漁師さんや、或いは県の水産課の方、いろいろそういう会議に出席します。おかげさまで、漁業栽培センターもできまして、ニゴロブナの稚魚やモロコの稚魚を人工的につくって、それを自然界の琵琶湖に放流して増やそうと、毎年毎年、何万匹という魚を放流されておりますが、なかなか思うように増えてきません。この辺のところも、もっともっと深く研究して頂きたいと思います。

縄文時代の遺跡と言われた福井県の鳥浜貝塚とか、粟津の琵琶湖の湖底遺跡、これらを見ますと、フナやコイだの、シジミの化石がたくさん出てきています。太古の昔から、日本人は淡水魚を食べてきたのです。これが今、絶滅の危機にさらされております。人間生きするためには食が肝心です。水が肝心です。ここのところをもっと真剣に考えて頂きたいと思います。

近江舞子から高島町の鴨川、安曇川にかけて、砂浜、なぎさが白いです。白砂青松というところはここだけを言います。湖東にはありません。湖北にもありません。砂のきれいなところには、先ほど倉田委員がおっしゃったように、アユが育ちます。アユは1年魚です。1年たったら命がなくなります。フナは7、8年生きるのでしょうか。コイは孫、ひ孫の代でも、生命力が強いですから長生きいたします。こういうところも考えて頂いて、例えば、瀬田のシジミ、和邇のイサザ、近江舞子のハス、高島のモミジブナ、四津川のモロコ、安曇川船木崎のアメノウオとウグイ、これは琵琶湖の淡水魚ですが、陸地でいいますれば、音羽山とか拝戸山のマツタケ、西万木のアカカブラ、宮野のネギ、小川のマクワ、高島のカンラン(キャベツのこと)、鶴川、鹿ヶ瀬の米、或いはおそばでいいますれば、伊吹のそば、箱館のそば、坂本、日吉のそばとか、各地域や水域によってそれぞれの特色のある食べ物が、伝統食として今まで残ってきております。

これをマザーレイク21計画でいうならば、伝統食ですから子々孫々につなげていきたいというのが我々の考えです。でも、肝心な食材というのがなければ、幾ら技術者がいても伝統はつなげられません。[物]は大切に保存すれば残りますが「味」の文化は一度絶えれば取返しが出来ません。料理の上手な奥さんが息子のお嫁さんに教えていこうといっても、この食材がなければ何もなりません。こういうところも深くこの会議で考えて頂きまして、先ほどから話題になっております、河川フィールドミュージアムですか、いわゆる流域博物館とかなぎさ博物館、或いは河口博物館でもよいでしょう、こういうものを、是非ともどこかの場所につくって頂ければと希望するものです。

今ここに川那部部会長がおられますが、烏丸半島には琵琶湖博物館があります。大津には、大津市の歴史博物館があります。湖西にはそういうものはありません。水鳥センターもあり、或いは、高島町音羽には大欲神社という調理の神様も未ってあります、そういういろいろな食材の今でも残っているところ、こういう地域にこそ、こういう委員方の集まりで、是非とも食の文化財博物館のようなもの、或いは先ほど嘉田委員がおっしゃった河川フィールドミュージアムといったような構想を実現して頂きたいなと強く希望する者です。私からの発言を終わります。

傍聴者（川南仁）

滋賀県の能登川町から来ました川南といたします。

今回の中間とりまとめ案の各論ですが、漏れている言葉があると思いますので述べさせていただきます。

2月21日の「第8回委員会の骨子案」とか、今回の「猪名川部会の中間とりまとめ状」とか、「淀川部会の中間とりまとめ状況」には出ています。それは、高水敷利用における「運動公園の堤内地への移動」ということで、今回の「中間とりまとめ(案)」の13ページの「高水敷利用」のところでは、「高水敷は整地され、多くの人工の構造物で覆われ、そのことにより川の自然は失われ、川本来の機能にダメージを与えている。一方で、年間数百万人に上る多くの利用者がグラウンドや公園を利用しており、それらのニーズと、川本来の機能の回復とのバランスが課題となっている」というように、かなり両論併記的というか、あいまいな表現になっています。

「一方で、年間数百万人に上る多くの利用者がグラウンドや公園を利用しており、それらのニーズと、川本来の機能の回復とのバランスが課題となっている」という、この2行を削除して頂いて、その次の、「基本的には、川らしさを生かした利用、即ち川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する方向で高水敷の利用を行う」、続けて、「運動公園の堤内地への移動」という言葉をつけ加えて頂きたいと思います。

さらに私の希望としまして、堤内地に移動してほしいものとしては、「ゴルフ場」と「都市型公園」を追加して頂きたいと思います。

以上です。

傍聴者（大橋謙一）

枚方市役所の大橋です。

現状とその背景、中間とりまとめに関する直前の方のご意見については反対です。

現状として、やはり、年間数百万人の方が、まず河川を利用して頂いています。川を使って花火大会をやったり、マラソン大会をしたりとか、まず川に近づくきっかけをつくっているという意味で、今までの河川公園の役割は極めて大きいものがあると思います。そういう意味で、一方的に運動公園を堤内地側に移設するということについては、慎重な見解でまとめて頂きたいと思います。

傍聴者（藤田清）

日本カヌー普及協会の藤田と申します。

朝、意見を出させてもらったのですが、その時に、ちょっと言い忘れたことがあります。

それは、昔問題になっていました合成洗剤が、今はどうなっているのかと思っています。ちらっと聞いたところでは、普通の洗剤の場合は、1日か2日で分解されて自然に戻ってしまうが、合成洗剤はもう半永久的に残って、どんどん海まで出て行って、海の貝類とか、川や海の貝類だとか爬虫類が、雄が雌にどんどん変わっていくという話もちらっと聞いた覚えがあります。

昔、琵琶湖で合成洗剤を使わないという運動があったのですが、今、どうなっているかとちょっと委員の方にお聞きしたいと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

正確にお答えできるかどうかわかりません。

滋賀県で、合成洗剤の琵琶湖水における生分解をもう一度検証しようという委員会がありました。そのとりまとめを仰せつかった経緯がありますので、お答えしたいと思います。

ある分析機関で界面活性剤の生分解に関するテストをやって頂きました結果、その生分解率は随分、昔よりも改善されているようです。従いまして、例えば琵琶湖に入ってきた合成洗剤のかなりの部分は、それほど長い時間を要しないで分解していこうという結論になっております。ただ、毒性の問題は、分解途上の中間物質の毒性が解明されていない部分もありますので、完全に取り除かれたというわけではないというのが結論でした。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっと補足を、行政の方がして頂いたらよいと思いますが、正確に言いますと、実はあの時に禁止になったのは、合成洗剤ではなくて、リンを含む合成洗剤だったわけです。その後、無リンの合成洗剤が出てきたということで、実は、実際、法的な規制ができなかったということです。但し、今から考えると大変重要だったと思いますが、それまで女性は、地域で声を出す場面も大変少なかったのです。生活の場面から社会的に物を言う場所は少なかったのです。そこで育った女性たちが最初、石けん会議というグループをつくり、今、琵琶湖会議というをつくり、22年目でしょうか、活動が続いております。

そういう意味では、石けん、合成洗剤の問題から川全体を見ようということで、地域の活動が継続をされております。ただ、このグループそのものも、今、世代交代の問題等も抱えておりますが、そんなのが現状ということでしょうか。

川上委員（委員会・淀川部会）

リンの問題もさることながら、界面活性剤はかつて、というか今でも使われていると思いますが、アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウムという界面活性剤が、殆どの合成洗剤に使われておりました。今はこれを使ってない洗剤も開発されているというように聞いております。界面活性剤の生物等に及ぼす影響というのは、やはりかなり大きいものがあって、内蔵障害等があるというように聞いております。

もう一つ、殆ど取り上げられない問題ですが、今の合成洗剤にはゼオライトという、自然の岩石というか、それを破碎した実に細かい微粒子の物質が、汚れの吸着剤として配合されています。これがどうも、私たちの水生生物の調査とか、或いは水質調査の過程で、名張川では、川の河床にある岩石にかなり大量に付着して、それが健全な珪藻なんかの生育を妨げて、ひいては魚類とか貝類の生育を妨げているというように思っておりまして、一遍、このゼオライトが河川の生態にどういう影響を与えるかということ、研究者の人たちとともに調査してみたいと思っております。

塚本委員（委員会・淀川部会）

枚方の行政の方ですが、年間数百万人と言われましたね。どの領域での話なのか。それからもう1つ、何回も公園に来ている人も含めて延べなのか、そこをお答え願えませんか。

傍聴者（大橋謙一）

手元に資料がありませんが、たしか淀川部会でも、淀川工事事務所の方からそういう資料が、明示されていたと記憶しております。

それからもう1つは、淀川河川公園のフォローアップ委員会においてたしか提供されていると思います。

調査方法等については、承知しておりません。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

年間数百万人といいますのは、平成13年度で420万人。これがいわゆる大阪府域ですが、3川合流から河口域までの、いわゆる淀川の河川公園域内に入り込み客数というのがあります。延べですね。ですから、何回もリピーターでこられる方も、カウントしているということです。

芦田委員長（委員会）

そろそろ終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、この審議は終わりということで、次回の委員会ですが、4月26日、13時30分から17時30分まで、ぱるるプラザ京都で開催いたします。それまでのスケジュールにつきましては、庶務の方からアナウンスして頂きましょうか。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

今日の委員会が終わりました、次が4月11日に合同勉強会ということになっております。これは各3部会と委員会の委員、全ての方に集まって頂いて、中間とりまとめについて意見交換を行う勉強会です。これは非公開となっております。この後、引き続いて4月11日に、各部会で分かれ、この勉強会の意見交換を受けて議論する場が設けられる予定です。その後、4月13日に第10回運営会議がありまして、ここで、委員会の中間とりまとめについての議論を行います。この運営会議で意見交換とかとりまとめを行いました中間とりまとめの案を、1週間後くらいに皆さまにお送りして、そして、次の4月26日に第10回委員会ということで、最終の中間とりまとめの委員会を行うという予定になっております。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございます。

先ほど言いましたように、4月8日までに皆さまから意見を出して頂いて、その結果を整理して、4月11日の部会合同研究会で勉強するという段取りになっています。その結果、

またいろいろな意見が出ると思います。部会も開かれると思いますが、それに基づいて、もう1回運営会議で整理しまして、その結果をとりまとめたものを、今度は4月26日の委員会に先立って皆さまのところへお送りしますので、ご覧頂いて、4月26日の委員会で中間答申のとりまとめという段取りを考えております。

何かご質問ありますか。

それでは、これで終わりたいと思いますが、長時間、活発なご意見を頂きましてありがとうございました。また、傍聴者の皆さまも、朝から長時間おつき合い頂きましてどうもありがとうございました。

それでは、河川部長の方からごあいさつをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部部長 坪香）

私どもの地方整備局、4月1日をもちまして異動があります。当流域委員会の整備局の窓口をしております河川調査官の水野が異動いたします。後任は、和歌山県の河川課長村井です。引き続き、よろしく願いいたします。

また、事務方におきましても若干の異動がありますが、我々、一番大事なのは、行政の継続性を確保するということとっております。当委員会に対します整備局並びに関係機関の対応につきまして、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上、ご報告させていただきます。

芦田委員長（委員会）

長時間、本当にありがとうございました。

これでもって委員会を終わりたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

これにて第9回委員会を閉会いたします。

以上

議事録承認について

第13回運営会議(2002/7/16開催)にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録(案)完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する(確認期間 2週間)。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。